

令和3年6月10日(木曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

5番 濱村美香

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	松田春喜
総務課長	土居雄人	企画調整室	西村康弘
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	橋田麻紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山本陽美

令和3年6月第18回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

令和3年6月10日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

令和3年6月10日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告を致します。

欠席者の報告を致します。

濱村美香君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、宮川徳光君。

4番（宮川徳光君）

おはようございます。

近くで、遠くから見てもちょっと分かりにくいかもしれませんが、一昨日、チャドクガに左のまぶたとか腕とかいろいろ刺されまして、それなりの顔がますますそれなりの顔になっておりますが。

なお、びっくりしたのはですね、チャドクガにやられていると言われてたところ、チャドクガいうて何ぞいう。私の意識としたらもう、ここにお集まりの方はもうほぼ大多数の方がご存じなほど、日本の中では知られているかなという意識があったのですが、半数以上の方が知らないということだったんで、ちょっと気を付けちゃったらいかなということでもちょっとだけ紹介しますが。これは一般質問とは関係ありませんので。

チャドクガ、お茶の茶ですね。あとは毒蛾の蛾です。お茶の葉っぱによく卵を産みつけられて、葉っぱを食べてお茶に害を及ぼす。また、針を持ってまして、刺されるとすごく痛いということで、黒潮町内なんかではサザンカ類、それからツバキ類によく幼虫がわきまして、それがせん定をされる方なんかには害を及ぼすというような状況になっております。

前置きがちょっと長くなりましたが、今回は一般質問を1問だけ構えております。学校教育についてということ。

学校教育については、日々、情報通信技術関連の環境整備が進む中、前年度、今年度において、全国の教育現場に高速大容量の通信ネットワークインフラを整備し、小学、中学校の児童生徒のパソコン環境を整え、現代の変化が激しい時代を生き抜くために従来の一斉教育だけでなく、子どもたち一人一人に最適な教育を実現するとした、通称GIGAスクール構想による整備がされている。この状況下、以下を問うとしております。

まず、カッコ1の、GIGAスクールに向けた整備、配備状況はとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

おはようございます。

冒頭、チャドクガについてのレクチャーいただきまして、ありがとうございます。私も気を付けたいと思います。

それでは宮川議員の、GIGA スクールに向けた整備、配備状況について、お答えをさせていただきたいと思います。

文部科学省では、Society. 5.0 時代を生きる全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するために、学校現場における ICT の積極的な活用が不可欠との観点から、GIGA スクール構想を推進をし、本年 4 月から全国のほとんどの義務教育段階の学校において、児童生徒の 1 人 1 台端末および高速容量の通信環境の下での、新しい学びがスタートしたところでございます。

本町におきましても、小学校においては本年 1 月に、児童分 390 台、教員用 60 台、中学校においては、4 月に生徒用 200 台、教員用 39 台のタブレット端末の配布が完了し、各校でその活用がなされているところであります。

それぞれの導入経費は、小学校分が 2,249 万 3,900 円、中学校分が 525 万 8,000 円、合計で 2,775 万 1,900 円となっています。

なお、中学校分については、小中学校に配布をしていたパソコン教室用の端末を中学校に振り替えをしたため、生徒用 200 台に係る導入経費は掛かっておりません。

また、各校の情報通信ネットワーク環境の整備に関しましては、令和 2 年 7 月に着手をし、年度内に順次完成をみており、その総事業費は 4,686 万円となっています。

これらの事業費に対する特定財源と致しましては、公立学校情報機器整備補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金、および地方創生臨時交付金を活用し、総事業費 7,461 万 1,900 円のうち、補助総額は 4,847 万 2,800 円となっております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

整備、配備状況を答弁していただきました。

その中でいいですか、私の質問自体にもありますが、GIGA スクール。また、その答弁の中にありました ICT という、頭文字だと思えますが。私なりにはぼんやりと分かってるつもりですけども、より分かりやすいですか、できればどういう単語、日本語で直したらどういうふうな言葉とかいうふうな。

GIGA スクールと ICT について答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

GIGA スクールの GIGA、G・I・G・A ですが、これが日本独自の造語かなと思ってますけれども。文科省の説明によりますと、グローバル、イノベーション、ゲートウェイ・フォーオールと。グローバルというのは全世界的にという意味でしょうか。イノベーションというのは革新的なという意味になりましょうか。ゲートウェイですから、その入り口。フォーオール、オールというのは全ての人。

これにつきまして GIGA スクールの定義と致しましては、誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に最適化された、創造性を育む教育 ICT 環境の実現に向けた施策というふうに説明をされております。

あくまでも今言いましたように造語でございますので、文科省の説明を読み上げさせていただきました。

次に、ICT という言葉でありますけれども、これは教育段階だけではなくて、世間一般的に最近は使われるようになりましてけれども、I はインフォメーション、C はコミュニケーション、T はテクノロジーだったと思います。

つまり、情報通信機器等を使って、いろんなことの情報を得る、情報を発信する、そういうコミュニケーション双方のやりとりを活発にする技術。そういうものが ICT ではないかというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

この GIGA スクールという言葉を書くようになったのも、ここ 1 年余りぐらい前からでしょうか。

昨年 3 月の定例会で GIGA スクール関連の補正予算がありまして、私もその関係の記事を書かさせていただきました。その中で、今言った GIGA スクールとか ICT とかの説明もさせてもらったんですけども、一般の方もこの議会の様子も見られておいでですし、できればより分かりやすい言葉、横文字とかその頭文字を取ってを造った造語とかいったものについては日本語的な説明があった方が、より一般住民の方には伝わりやすいかなと思つての再質問でした。

では、カッコ 2 の方へいきます。

今後の課題と対策は、としております。

この、先ほど触れられました ICT、日本語訳で情報通信技術とかいうふうに訳されると思うのですが、こういったのはもうすごい日々進んでおりまして、今は AI とか言って人工知能ですかね、そういったものの言葉もよく耳に致します。

例えばですが、日曜日の午後 0 時半から 2 時にかけて NHK の 2 チャンネルで囲碁の対局がありまして、最近はその対局中の流れを、一手一手打つごとに AI が瞬時に判断して勝敗の予想を今やっておりますが、すごいなあというふうに思います。それに先駆けて、例えば将棋とかいったものもソフトがあって、個人のパソコンで楽しむこともできるようになっております。そういったことを大いに取り入れて、そっちの方向へ向かっていくんだと思いますが。

カッコ 2 について答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは宮川議員の 2 問目、今後の課題と対策につきましてお答えをさせていただきたいと思つています。

今後の一番の課題と致しましては、端末を学びのための道具として、いかに効果的に活用することができるかということでありまして。

新年度早々、各学校を回りました。その際に、授業で端末が使われていた場面に出会ったのは 2 回でしたけれども、5 月の学校訪問の際には、ほとんどの学校のどこかのクラスの授業で端末が使用されておりました。

先生方は徐々に操作にも慣れ、使用頻度が高まっていると感じますけれども、端末を使うことが目的ではありませんので、今後はさらに GIGA スクール構想の真の目的である、個別最適な学び、協働的な学びにつながる効果的な活用方法を追求をしていかなければなりません。

そのため当町では、教職員、児童生徒への操作支援、ICT を活用した授業支援、活用方法の提案や事例収集、情報機器の設定、管理、トラブル発生時の応急対応、メール電話でのトラブル対応等の、ICT 支援業務につい

て業務を委託をしているところでもあります。

これらの ICT 支援を通じて、操作の習得や ICT を活用した授業改善につなげ、機器の設置準備等新たな業務に対する教員の負担を軽減をし、教員が子どもと向き合うことができる時間を確保することにつなげていきます。

そのほかの課題と致しましては、端末の持ち帰り学習への対応がありますけれども、現在、端末を安全に、安心して持ち帰ることができる環境づくりを行っているところでもあります。

そのほかにも、情報モラルの問題、教育コンテンツの問題などさまざまなものがありますけれども、それらの課題がクリアするまで使わない、あるいは使わせないという姿勢ではなくて、まず使ってみる、使わせてみる、ということをやりながら、より良い使用方法、より効果的な活用方法を模索していきたいと思います。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

今後の課題として、今言う、第一に端末の効果的な活用ということでした。

この GIGA スクールの目標いいですか、これは国レベルの事業なんで全国统一といえますか、基本的なところを統一されて、目的は、今答弁がありましたように個別最適な学びということなんで、各学校学校によってそれぞれ違ってくるとは思います。

答弁お伺いしまして、まだこれ今スタートしたばかりな話なんで、対策とかいうところまではいってないというふうに取りました。

あとですね、私なりに心配するところなりを質問します。的が外れておったり、内容とずれておったりする場合はご指摘ください。

まず、生徒への悪い影響。悪い影響というのはちょっと言葉があれですけども。近年、何か小学生なんか眼鏡をかけられておいでの方が多くなったのではないかなというふうに漠然と思ってますが。

例えば、この GIGA スクール構想なんかをネットで検索してみると、いろんな場面の写真なんかが出てきて、その中に、低学年と思われる方が端末を一生懸命見つめている写真なんかも見受けられますが。ちょっと言葉がどういう言葉か忘れましたけども、近くのを長時間見ることによって目の遠近を調節する筋肉が弱ってきて目に障害が起きるといような話もあったような気がしますが、そういったことへの心配はないでしょうか。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

まさしく議員がおっしゃられたように、画面を長時間見ることによる視力等、あるいは姿勢等への健康の影響というのは、懸念をされております。

文科省の今我々に届いている資料で言うことは、例えば 30 センチ以上離して画面を見る場合には影響は少ないというようなこともございますけれども、全ての児童に対してそういう措置が、あるいはそういうことができる児童ばかりではありませんので、そこはなかなか、30 センチ以上離れたからいいんだという言葉だけで健康を維持できるということが担保できないというふうに思いますし。

それから、最近ベストセラーになっていますデジタル脳という本で指摘されている本がありますけれども、

それを私も読みましたけれども、いろんな電子機器は持っている人間の脳に与える影響、あるいは人間の欲求に対する電子機器が答える機能、これに対する影響というのが、そのアンデシュ・ハンセン氏の書いた理論では非常に大きなものがあるというのも、一方では大きな懸念材料であります。

ただし、文科省も認めていますように、今始まったばかりで、こういう事態は今まで誰も経験していないと。そういう実態の中で心配ばかりをして、先ほど私が申しましたように懸念ばかり並べて、それが解消されない限りは使わない、使わせないということではなくて、まず使ってみて、そこから課題を明らかにしながら問題を解決していきましょうというのが、今、文科省も含めて我々の方針でありますので。まず使ってみることの中から課題を明らかにしつつ、健康問題も含めて子どもたちに影響のない使い方というのはどういう方法があるのかというのを多分全国で研究しながら、知見が今後積み上がっていくものだというふうに思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

このパソコン端末を使って授業をする。小学校の低学年ではこれからかもしれませんが、中学校での事例、今までも中学校でパソコン教室を設けてそこで授業をするということも取り組んでおりましたので、ちょっと意外な。全然そういう状況で問題なかったのかな、というふうな感じを受けました。

それと、目の悪影響の関係で、ちょっと1点漏れてましたが。

言葉はちょっと違うかもしれませんが、ブルーレイカットというのが、パソコン画面を見る、パソコンで仕事される方にはそういう処置をした眼鏡をかけて作業をするようにというような予防的な話がありますが。

そのことについてはどういうふうに認識されてますか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えします。

ブルーライトのことだと思いますけれども。

（宮川議員から「ブルーレイ」との発言あり）

画面から出る光のことですね。ブルーライトですね。それに対する影響というお話だと思いますけれども。

ブルーライトに関して、全ての人に対して影響があるという説もありますけれども、定説には私はなっていないのではないかとこのように理解をしております。

従いまして、ブルーライトカットに関して全ての機器に、あるいは全ての児童に対して、その処置をするということには現在なっておりません。使用中はですね。使用中は何らかの対応をするということにはなっていない。

ただし、今後、持ち帰らせることになった場合は、使用時間の問題です。つまり、ブルーライトというのは太陽の光に近いので、見ていると脳が覚醒をし、就寝前にそれを見続けると寝付きが悪くなる、あるいは睡眠時間が短くなるということは、これは指摘をされてるところでありますので、例えば就寝前30分とか1時間前までにはもう見ないようにするというようなルールは今後必要になってこようかと思っております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

そのブルーライトカット言われたですかね、それについての私が申し上げたいのは、目を痛めるという観点から申し上げてるわけで、妙にその観点が。ちょっと私の言葉が足りなかった関係だと思いますけども、抜けていたように聞こえましたが。

その点についての心配はないでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

すみません、私の認識不足で、ちょっと今、次長の方から訂正がありまして。

タブレットの画面に、落としたときに割れないような飛散防止用のフィルムを張っておりますけれども、それ自体がブルーライトを低減をさせるシートを兼ねているということでございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

そういう話であれば、原因の方にある程度いいますか対応していただいているということで安心、100 パーセントというわけではないですけど、それはそれでありがたいと思います。

次に、今回の補正でも、大方中学校の使わなくなったパソコン教室に間仕切りをするためのパーテーションを購入するというのが補正で挙がってましたが。

このパソコンを使って個々に最適の学習環境をといううたい文句の下、ちょっと広げ過ぎかもしれませんけども、不登校の児童生徒の改善策の一つにならないのかなというふうな思いはありますが。

そういった点で答弁願います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

今、議員がおっしゃいましたように、中学校の方に不登校の子がいますけれども、不登校の子の場合いろんな学校に登校できないパターンがございまして、家からも出られない子。あるいは、適応指導教室としてくじらルームを設置をしていますけれども、そちらの方には来られる子。あるいは、学校には来られるけれども教室には入られない子とか、いろんなパターンがございまして。

今回、今ご質問の中にありましたパーテーションの購入を補正をさせていただきました意図といたしますのは、これまでパソコン教室にしかパソコンがなかったので、その部屋に授業の時のときに移動しなければならないということがありましたので個別のパソコン教室が必要でしたけれども、これからは1人1台そもそも持っていますので、各教室で従来のパソコンに関する授業ができるということで、パソコン教室が不要になりました。部屋自体が不要になりました。

そこで、今言いました、学校に、あるいは授業に参加をできない子どもたちの新たな対応として、校内適応指導教室。つまり、今は適応指導教室が校外にございますけれども、学校には来られるけれども、来たときにその子どもたちに学習の場を提供するという意味での校内適応指導教室を設けたいということで、そのパソコン教室をそれぞれの個々の状況に応じて学習できる環境をつくるための方法として仕切りを設置をしたいというのが、その補正予算の主旨であります。



で、今、学校の方に指示をしておりますのは、1人1台タブレットを持つことができるようになったので、例えば、学校に来られずに家庭にいる子、ないしはくじらルームにいる子、ないしは、今言いましたように校内の適応指導教室にいる子に対して、先生の授業を配信。インターネットで授業の様子を配信をして、その授業を子どもたちが画面を通して視聴できるように、授業にタブレットを通して参加をできるような対応をするように今、指示をしているところであります。

いろんなセキュリティーの問題でありますとか、家庭でそれを使用する場合の、今言いましたセキュリティーとか安全性の問題、ないしはそのご家庭がそもそもWi-Fi環境があるのかどうかというようなことも含めてクリアしなければならない点は何点かございますけれども、方向性としては今議員がおっしゃったように、このGIGAスクールの1人1台の環境というのは不登校に対して学ぶ時間を確保してあげる。そういうことについては、今後、十分活用できるツールとなると思っておりますので、その点については我々もしっかり学校とともに子どもたちの学びの時間を確保するために活用をしていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

私が尋ねたのは、例えば中学校で間仕切りをしてという、そのことが、まず学校まで来ていただく。不登校の生徒に。そういうことで徐々に学級に戻すというための一つの方策かなというふうに私は取ったんで、だったんですが。

今、それももちろんということでの答弁だと思いますけども、何か家庭でという方に、そっちに重きを置いてるんじゃないとは思いますが、ちょっと逆向きな面もあったかなと思いますんで、ちょっと確認させてください。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

不登校対策につきましては、従来、どちらかという登校をどのようにさせようかということが、我々は重きに置き過ぎていたのではないかとこのように思います。

私が今、不登校問題で一番の課題は、学校に来られないことによる学ぶ時間が失われること。子どもたちのですね。子どもたちの学びの時間が失われること、これが一番課題だと、問題だというふうに思います。ということは、学校に来る来ない以前に、どうやって子どもたちの学ぶことができる時間を確保してあげるかということが、これが一番優先すべきことではないかというふうに思います。その結果、今おっしゃっていただいたように、学校に徐々に来られるようになる。これがもう、一番理想です。

なので、私が言いましたように、それぞれの個々の状況に応じて子どもたちが学べる時間をどうやって確保するのか。それはタブレット端末だけでなく、先生は例えばプリントを届けるとか、いろんな方法をこれまでやってきました。けれども、どうしても先生の体というのは1つでございますので、授業をしている時間にその子たちに自らの身を届けて、何らかの指導というのはできません。職員数にも限りがございます。

従いまして、それを改善する方法として画面を通して先生の姿を見てもらい、授業の様子に少し興味、関心を持ち、そこから徐々に学校に足が運べるようになれば、これに越したことはないなということでありまして。決して後ろ向きに考えて、家庭にいる子はもうそれでいいんだというふうには全く思わなくて、今の繰り返しになりますけれども、学校に来られない、登校できないことによって失われる子どもたちの学びの時間を確保することが、私は最優先にしたい。最優先されるべきことだという意味で、ご説明をさせていただきました。

ご理解をいただけたらと思います。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

おっしゃられる意味がよく分かりました。学びの場、時間を確保するのが最優先。それは全く同感です。

気を付けてやられてると思うがですけども、なお、医学の言葉じゃないかもしれんですけど対症療法というのがありますが、対症療法にならずに原因療法みたいなことも並行して、やっていただいていると思うがですけども、その原因療法ということも気を配られて進めていっていただきたいと思います。

では、ちょっと話を変えますが。

私はかつてですね、ある先生から、児童生徒には教えるタイミングがあるという言葉聞いたことがあるんですが、個々の生徒を見てるうちに、今これを教えると吸収してくれる。次の段階へ進めれるというところがあって、そういう観点で子どもたちを見ているということ聞いたことがあって、ああ、すごいなというふう感じたことがあります。

このGIGA スクール構想、個別最適な学習の場をとという構想ですが、この今までの答弁の中にも、先生の体は1 つなので、例えばいろんな生徒からの要望が多くなり過ぎるとというのが、個別に最適、最善な学習の場を設けるといふやから、それぞれが違うとこまではいかないかもしれないけどもそういうふうな状況になると、先生はこれは大変なことになるのではないかなというふうに漠然と思いますが。

そのへんはどう考えてますか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

我々の年代まで受けてきた、私たちが受けてきた授業というのは、一斉に黒板の方にみんなが向かい、先生の話すこと、チョーク、板書ですね。板書を見て、皆が同じ時間に同じことを一斉に学ぶというのが、これが学習のスタイルでありました。

しかし、一般的に言われてますように高度成長期、かつての昭和30年代、40年代の高度成長期のときには、そういう学習スタイルというのは非常に効果をもたらしたというふうにいわれておりますけども、このように社会が成熟をして価値観が多様になり、いつ、何が起こるか分からない。そういう未来が予測できない時代になったときに、今言いましたように全員が同じ方向に向いて、同じことを一斉に学ぶという学びのスタイルというものが合わなくなってきたというのが指摘をされていて、それを解決する方法としてこのGIGA スクール構想、個別最適な学びと協働的な学び、という言葉に表されているのではないかなというふうに思います。

しかし、本来教員というのは、10人いたら10人、皆が同じ能力を持ってるわけではありませんで、今までのような同じ方向に先生の方を向いて黒板とチョークで授業をしている先生であったとしても、これまでも一人一人の能力や違いに目を向けて、その子に合った質問や発問の仕方や宿題の出し方というのを、それぞれ先生方は努力をしてきたはずですよ。今もしていると思います。それを電子機器を通じて、より個別的に、より協働的に深めることができるというのが、このGIGA スクール構想の目指すところだと思いますので、私はむしろ、今までの先生方のある意味経験値といいたいまいしょうか、それでやってきたことを、少し機器を利用しながら深めることができるという意味では、むしろ先生方が大変になるというよりも上手に使っていただければ、むしろそういう作業、作業という言い方が良くないかもしれませんが、楽になって、より深く、子どもた

ちに向き合える時間、確保ができるのではないかというふうに、私は思っております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

おおむねそのとおりだと思いますが、ちょっと引っ掛かったのは、そういう機器を上手に使えるという言葉がちょっと引っ掛かったのですが。

そのとおりだと思うのですが、先生の、その今のパソコンなりの操作とか中身についての知識がそこまでいっていると認識している、ということで捉えていいんでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

今始まったばかりで、それまでにも一切使ってなかったわけではございませんけれども、全ての先生が使えるようになったのはこの4月からということでありまして。先生によって、そういう機器の操作、ソフトの扱い方が得意な先生、苦手な先生、当然いらっしゃいます。

なので、苦手な先生に対して、得意な先生はどんどんどんどんやるわけですが、苦手な先生に対してそれをフォローするために、先ほどご説明しましたように ICT 支援業務を委託をしていると。

ですから、例えばこういう授業をしてみたい。例えば、動きのある授業をしてみたいんだけどどういうソフトを使ったらいいでしょうか、というような初歩的な質問。あるいは、自分なりにこういう教材を作りたいんだけど操作方法が分からないとか、そういうことに対して、ICT 支援業務を委託している方に相談をすれば対応をしていただくという体制を取っておるということでもあります。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

繰り返しになりますが、なにへんがスタートしたばかりということなんで、今答弁いただいたようなことで注意深く現場の方を見ていっていただきたいと思います。

あと、黒潮町は IWK がありますが、この IWK の通信速度。今加入されてる方、先般、帯域を 1.5 倍ほどにしたということで、今スピードが相当上がるとのことです。

この IWK への通信速度への影響と、ちょっと外れますが、この学校で使うのには料金が掛かるのか。ちょっと変な質問ですが。

ということで、答弁願います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在、この GIGA スクールの学校対応に対しましても、町の通信の環境を使っております。

それに関して、現状で費用というものを、使用料といったものをこの中に入れ込むような形ではやっている形にはしていません。（後段で、「今年度、教育委員会の方で予算化をしております、それが利用料として支払われるという内容になっています」に訂正の発言あり）

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

私、通信速度への影響はというのが1つと、料金はどうなっているかと問うつもりでしたが、共に答弁ありましたでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

失礼しました。通信速度に関しまして、先日も答弁しましたが増速をしております。

その中で、通常、学校のGIGAスクールで使うというのは昼間の時間帯ということでございます。その時間帯を考えると、現状でいっても帯域の半分程度しかまだ使用してない状況ですので、GIGAスクール等で使用されても十分にその環境としては適応できるというふうに考えています。

また、先ほど言われました使用料については、発生をしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

使用料発生してないということですけど、学校関係で使うことは無料ということなのでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

現在、学校で使用する分に関して、先ほど言いました町の通信系の帯域を使っていますけども、それに関しては学校仕様ということで料金体系という形には加えてない。その中で利用させてもらってるという状況です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

かなりの通信量だと思うんで、ちょっと愚問だったかもしれませんが質問させていただきました。

それから、こういったGIGAスクールなんかの取り組みでパソコンとかインターネットに触れる機会、子どもたちは当然触れる機会ができて、それを介して親御さんなりにもそういった機会が増えていくんじゃないかと思いますが。

今始まったばかりなんで、今後そういったことで町内のIWKの加入者、一般の加入者を増やしていくというふうなことに結び付けていくというふうな考えはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

現在、このGIGAスクールにおいて、さらに一般の方への加入促進ということは考えていません。

ただ、議員おっしゃられるように子どもの方が使う状況によって、またそのことによって影響を受けて、家庭の中で使うということが醸成される可能性があると考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

近年、この学校のGIGAスクールとは関係がないんですけども、職員の頑張りだと思うんですが、加入者がテレビもインターネットも増えてきておりまして、何とか町内の、何いいますか少しでも収入を増やしてですね、より健全な事業にするように何とかならないもんかなあというふうな、漠然と思つての質問でした。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、10時10分まで休憩します。

休 憩 9時 54分

再 開 10時 10分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

情報防災課長から発言を求められております。

これを許します。

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

先ほど、宮川議員の再質問でお答えさせていただいた点について、ちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほど、GIGAスクールに対する情報使用、利用料に関しては発生してないと申し上げましたが、今年度、教育委員会の方で予算化をしております、それが利用料として支払われるという内容になっています。

中学校で2校、20万5,920円、小学校8校で82万3,680円、計で102万9,600円の支出をして、これが情報防災課の方の歳入となる予定となっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

これで情報防災課長の発言を終わります。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子君。

11 番（宮地葉子君）

それでは通告書に基づいて、今回は2問について質問を致します。

最初は、施設管理についてです。

カッコの1番ですが、私はいつも6月、9月には防災についての質問をしておりますが、今年も大雨の季節を迎えました。毎年のように、全国のどこかで大雨による災害が起きているのが昨今の気象状況です。

幸い、黒潮町では大きな災害から免れておりますが、豪雨、土砂災害がいつ起きても不思議ではないこの季節には、町としてもそれに向けた備えはされていることと思われま

すが、今回の質問は、災害が起こる前に避難所の管理が万全かどうかを取り上げました。

地域のさまざまな避難所は、基本的には地域の管理だと思いますが、指定避難所は町も管理に責任を持っているのではないのでしょうか。今回は特にトイレに絞って通告をしておりますが、避難所全体についても点検や見直しはされているのでしょうか。

まず、全体的な管理状況や取り組みはどうなっておりますか。

お聞き致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員の、避難所管理、トイレの点検、見直しについてのご質問にお答え致したいと思います。

風水害時に避難所となる町が開設する施設は18施設で、小学校や中学校、公共施設等、普段から利用されている施設となっております。

こうした施設は日常的に使用されていることから、避難所として使用される場合も施設的な問題はないと考えております。

また、トイレに関しましても、施設管理者により通常の管理が行われていると認識しており、故障等があれば適宜、修繕等を行っていると考えています。

そうした状況にあることから、その施設に対する避難所として使用する際の点検等については、現在行っておりません。通常の使用において支障があれば施設管理者で対応されますので、避難所としての見直しについても特には考えておりません。

ただ、要配慮者の受け入れ、支援体制の強化として本年度、一般避難所における運営マニュアルを見直した上で、避難所の環境整備を計画していますので、その中で対応する施設に関しましては資機材整備や設備の見直しについて実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

すみません、できましたらここではマスク取っていただければ。そちらでは仕方がないですけど。それから、すみませんけどゆっくりしゃべっていただきたいと思います。

今の話ですと、施設管理者がおりますので大体は行き届いているということで、安心を致しました。そして新たにマニュアルも作られるということですので。

ぜひですね、もう災害というのはいつ、当然ね、起こるか分かりませんし、いろんなところに目を配ってても、いざとなったら、ああ、ここが抜けてたなということはよくあることですので、これからもまた大変なこともあるかもしれませんが、気を付けていただきたいと思います。

カッコ1番については、もうそれで終わります。

カッコ2番にいきます。

休校になっている体育館のトイレは見過ごされやすいものですね。それで、今回は旧伊田小学校の体育館

のトイレを、住民からですね、とっても使いづらいけど何とかならないかというお声がありまして、そこで見せていただきました。

旧伊田小学校は、学校自体はあったかふれあいセンターが開設されて地域住民の利用が可能になっております。住民にとってもありがたい場所となって、今後、住民の中に浸透していくと思いますが、体育館は毎日の利用にはなっていないのではないのでしょうか。先ほども言いましたけども住民の方から相談があって、このトイレを拝見してきましたが、私はこれでは住民は使いづらいとまず強く思いましたので、今回質問に取り上げました。

まず、どういう管理か分かりませんが、汚れております。それに、トイレを流すための水が出にくいんですね。で、水を出すボタン、あそこはボタンで押すようになってるんですけどもそれがきつくて、とても高齢者が押すのは難しいようなきつさでした。

また、トイレは2カ所ありますが、1カ所は使用禁止でした。

この体育館は、今では日常的な使用はないのかもしれませんが、町ではこれをどのように捉えておりますか。改善する計画はないのでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地葉子議員の、旧伊田小学校体育館のトイレの修理についてお答をさせていただきます。

まず、旧伊田小学校体育館の状況についてでございますけども、平成26年の4月1日に休校となりまして、それ以降、社会体育施設として地域の皆さまにご利用いただいております。

そして、令和3年4月からは伊田ふれあいセンターとして名前を変え、生涯学習の場として活用を一層推進したいと考えております。

しかしながら、宮地議員の申されたように館内には男性トイレと女性トイレ、それぞれ1カ所ずつ設置されておりますが、女性トイレの中にあります2台の便器のうち1台が、排水が流れにくく故障中ということで使用ができなくなっております。早急に修理を向けて取り組みたいというふうに考えております。

また、その他の便器につきましても、宮地議員の申されるとおり放水のボタンが固いので、それが流れにくい状況になっております。そちらにつきましても改善に向けて検討をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

私は女性トイレしかももちろん見てませんけども、1つの便器は壊れてるから修理する。もう1つは、検討するという答弁でしたよね。これもやりますよという答弁じゃなかったんですが。

ちょっと、健康福祉課長にお尋ねしますけども。

この体育館で特定健診をやっていると地域の方が聞きましたけども、現在もそれをやってるのでしょうか。

特定健診の場合は、尿の検査がありますよね。それ、必ずトイレを使用しなきゃいけません。これではね、もう住民の方にとっては利用しづらくて、何とかならないかっていうのがもう切実な声だったんです。特定健診いうのはね、若者じゃありませんので受ける方は。それを考えますとね、便器はほんと水、流れづらいんです。押せないんです、次長も言われたように。だから、両方ともすぐに対応しないとですね。私はもう1年に1回の特定健診しか、その伊田の小学校旧体育館は使わないのかなと思ったら、今はもう社会体育施設として

地域に利用できるようにするという答弁がありましたので、ぜひ、1台やるんだったら2台。男性トイレは分かりませんよ、知りませんが。女性トイレの方ね、2台一緒にやっていただきたいのですが。

まず、健康福祉課長、特定健診の方をやられてるか。今後もやるかどうかをお聞きします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の再質問にお答えします。

今、町の健診業務の方で活用をしております、伊田小学校の体育館の方では特定健診、それから胸部レントゲンと大腸がん検診、こちらの方も検診を行っております。

が、今、宮地議員言われるとおり、トイレを使用するとしたら特定健診のみになるのではないかというふうには思っております。

住民の皆さまからは、そのようなお声が挙がってきてはおりませんでしたので、すみません、ちょっと把握ができておりませんでした。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

続けて質問しましたので、次長も続けて答弁していただけるのかなと思ったんですけど、1台だけ直すということでしたので、2台やってほしいということと。

今、健康福祉課長言われましたけど、大腸がん検診とかはトイレ使わないからと言われましたけど、高齢者はほんとにね、トイレ近いんですよ。だから、尿検査はないかもしれませんが、そういうときに集まると、やっぱりトイレへは行きづらいっていうのが大変なんです。だからそれは、尿検査がないからもちろんいいっていう言葉じゃなかったですけど、その点は考えていただきたいなと思います。

そして、もし2台とも直していただけるのであれば腰掛けれるようなね、そういう便器にしていだかないと。しゃがむということは、ほんとに高齢者になったら大変ですよ。

そのへんも考慮して、次長、どうですか。2台ともやっていただけますか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

壊れておる部分はすぐに修理するというふうに申しましたが、残りの部分の、ボタンが押しにくくて流れにくいについてもこれも使用しにくいと思いますので、こちらについても早急に修理するように手はずを整えたいと思っております。

あとそれから、今、和式便器という形になってますが、それを洋式便器に替えるとなってくると、これは大きな金額が要ってくることになりますので、その洋式便器化につきましては今後の検討とさせていただきますと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。



11 番（宮地葉子君）

せっかくですから、お金は掛かりますけど、できたらもう洋式便器に取り替える、そういうような検討をしていただけたらなと思います。

それでは、次のカッコ3番に移ります。

旧伊田小学校に続いて、上川口小学校の体育館のトイレの質問に移ります。

このトイレについても住民の方からの声がありまして、見せてもらったんですけど、ここのトイレも水洗トイレではなくて、昔ながらの和式便器ですね。しゃがんでやるトイレなんですよ。それが2カ所ありまして、1カ所は簡易便器のような、腰掛けてできるものが乗せてありました。

住民の方から、このしゃがんでやるトイレは危険性があるんじゃないかと、そういう心配の声がありました。というのはですね、昔はこういう様式が普通でしたので子どもたちも慣れておりましたけど、最近は少なくなっているように思います。それで足を落としそうだとかね、そういう心配があるとされておりました。

それから、もう一方の簡易便器を乗せているトイレですが、これは本来の簡易トイレとは違いまして、そこに腰掛けられるだけの便器だったように思います。ですから、当然水が出るわけじゃないんですよ。じゃあ、掃除するのはどうするのか、困るんじゃないかなというふうに思ったんですが、町としてはどのように捉えてるんでしょうか。

今後ですね、子どもたち、まあ使う子どもが主ですけど、もちろん保護者も行かれます。今後、使用しやすいように改善の計画はあるでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の、上川口小学校の体育館のトイレの改善計画のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、上川口小学校の体育館の状況ですが、昭和59年に建築を致しまして36年が既に経過を致しまして、外装、内装とも劣化が見られております。

館内の状況につきましては、宮地議員が申されたように、男性トイレと女性トイレそれぞれ1カ所と、それから校庭から入れる外トイレが2カ所ございます。合計4カ所設置されておりますが、いずれも水洗式ではなくて汲み取り式の和式便器でございます。

従いまして、衛生管理上、水洗トイレに改修をする方が良いというふうに思いますが、学校教育活動をする上で現時点では問題がなく、現時点で改善の計画はありません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

今の答弁では、学校活動に支障はないと。もちろんあればね、支障がないというふうにどこを基準にして言うか、それは分かりませんが、

保護者の方からはですね、一つは危険じゃないかと。危険性があるんじゃないかということ、それから、一つは簡易の便座でもないです、乗せてるだけです。水が出ないわけですから、掃除しづらいですよ、あれね。そういうこともあったらですね、まあ予算が伴いますから、はい、すぐ替えますというふうにならないでしょうか、そういう保護者の声にはやっぱり向き合っていくことも一つだと思うんですよ。

急にはいかななくても、今後検討していくとかですね、何か、支障がないから取り扱いません、改善の予定はありませんというのではなくて、もう少し子どもたちに寄り添った、住民に優しい答弁はないもんですかね。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答えをさせていただきます。

学校施設、できるだけ優しいようにバリアフリー化ということを進めるべきではないか、というご質問だったと思います。

文部科学省が学校施設のバリアフリー化推進指針というものを出しておりまして、これは主に建築する、新築するときの部分の指針でございますが。そこにですね、既存施設においても、ユニバーサルデザインの考え方を念頭に、児童生徒などが安全かつ円滑に施設を利用する上で障壁となるものを取り除くための方策等について十分検討し、必要に応じて段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要である、ということが記載されております。

従いまして、所管致します町内の小中学校の施設に係る整備計画に基づきまして、計画的に学校の施設のバリアフリー化を進めていきたいというふうに考えています。そのため、長寿命化改修の機会を活用して、これを改修することを含めて検討したいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

それでは、まな板の上に乗ってるということで、いつかは分かんないですけど、ここでいつまでですかなんて聞きませんけども。

保護者の方はそれを聞くとはですね、そういう方向で教育委員会も動いてくれますからという、また安心すると思うんですね。いつも、子どもがあそこに足を落とすんじゃないかなって心配するというのもね、いかなもんかと思うんですよ。安心、安全な学校ですので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

ということで、1 番の施設管理についての質問を終わります。

2 番の、ジェンダー平等について質問をします。

カッコ1 です。3 月議会に続きジェンダー平等についての質問ですが、3 月議会では、パートナーシップ制度の実施を町に求めて質問をしました。この制度は、3 月議会でも言いましたけども、前の大西町長のときに質問をして、その後、高知市はこの制度を取り入れ、実施に至った経過があります。

世界的にはジェンダー平等についての変化が私たちの想像を超えて急速に進んでおりますが、残念ながら、日本は経済的には伸びましたが、このジェンダー平等においては後進国で、ジェンダーギャップ指数世界 153 カ国中 120 位です。去年は 121 位だったんですが、1 つ上がりました。

パートナーシップ制度に対する 3 月議会での答弁は、通告書にも書いておりますが、それはそれとしまして、その後の世界の変化や、国内の変化をくみ取ってほしいと。そういう思いで、今回は LGBT 法案についての動きが国会であり、町長の見解を問うものです。

LGBT 法案が今国会で可決を目指して、超党派で法案を作り自民党の総務会に提案されたのに、高知新聞によりますと、一部の保守層から強い反対があって、特に性的指向および性自認を理由とする差別は許されない、との項目に反対の声が高かったとあります。

その他、その委員会の議員からは、さまざまな差別発言、時代錯誤的な発言が相次ぎ、世論に物議をかましておることは、新聞記事で皆さんもご存じだと思います。

黒潮町は日ごろから、人権に配慮、差別を許さない等の看板を高々と掲げ、このたび完成した第2次男女共同参画計画でも、多様性を尊重する社会の実現に向けて、性的指向、性自認に関する基本的な考え方を理解、習得するための人権教育啓発を推進しますと、取り組みの方向性をまとめております。

町長の、この法案への見解をお聞きます。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは宮地議員からの、ジェンダー平等についての国会でのLGBT法案への見解についてのご質問にお答えしていきたいと思います。

LGBT、いわゆる性的少数者に関する法案につきましては、野党側が提案しています性的指向または性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案、いわゆる差別解消法案と、自民党案の性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解増進に関する法律案、いわゆるLGBT理解増進法があり、今国会で議案提出が見送られたのは、与野党の実務レベルで合意されていた内容に基づくLGBT理解増進法案だったと認識をしております。

その見送られた法案につきましては、原文資料が入手できず、一部のマスコミ等で伝えられている情報で知るのみで、私自身の法案への見解を述べることは難しい状況にあります。

ただ、黒潮町人権尊重のまちづくり条例の中にある11の人権課題にも、性的指向、性自認などのあらゆる人権に関する課題として明記しており、黒潮町人権施策推進基本方針では、性的少数者に対する偏見や差別をなくする推進方針が示されており、その具体的な取り組みが求められています。

また、今年3月に策定しました第2次黒潮町男女共同参画計画のアンケート調査では、その課題解決の具体的な取り組みとして、学校教育の充実44.8パーセント、社会啓発34.9パーセント、相談窓口の設置25.0パーセントに続いて、パートナー制度の導入18.8パーセントが挙げられています。

そのような背景の中で、黒潮町のパートナーシップ制度の検討を現在進めているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

私はちょっと残念だったのはですね、町長は政治家ですので政治判断で、私は自分のご意見を言うてくれるのかなと思ったんですけど、自分の考えは述べるに足りないということでした。ニュアンスとしては、全体の中から言われましたけども。

これ自体はほんとに大事な法案だなと、私は思ってます。多様性を受け入れる寛容な社会の実現を図ろうということで、今町長が紹介してくれましたけども、自民党の性的指向・性自認に関する特命委員会、これは会長が稲田朋美委員長なんですけども、その方が提案をして超党派ですり合わせた法案です。

LGBTの人たちはずうっと差別の中で生きてきておりますが、そんな息苦しさから解放され人が人として生きていける、多様性を受け入れる社会として多くの人が待ちわびている、そんな法案が一日も早く国会で可決されることを私は望んでいます。

町長が一言、私はそういうのがあるのかなと思ってましたけど、これ以上は本人の見解ですので、1番はこ

れで終わります。

カッコ2番にいきます。

第2次黒潮町男女共同参画計画が出来上がり、町民の皆さんには概要版が配布されました。こういうものを、ずっと皆さんの所に配布されたと思いますが。この概要版は、見たとおり少ないページ数ですので、この計画の持っている真の深い意味を伝え切るといには少し限度がありますからそれはやむを得ないと思いますが、町としての方向は、私はこれで示されているんじゃないかなと思っております。これに携わってくれました職員の方は大変ご苦労なさってくれて、お礼を言いたいと思います。

男女は平等であるべきという、言葉ではそのように、子どものときから聞かされてはおりました。しかし現実には、男性には男だから辛抱して当たり前とか、泣くな男だろうとか、そういう男性像が世間ではつくられておりました。また女性は、女だから女らしくしろとか、男性より一歩前に入るな、管理職には向いていない。その中でもひどいのは、女のくせにと、そういう言葉があったんですが。それら等と、女性蔑視の風習はずうっと長い間、深く私たちの意識に植え付けられていました。

しかし、こんにちでは、今までつくり上げられた男女の在り方そのものを払拭（ふっしょく）して、男女平等に加えて、心と性と体が一致しない人たちの人権を尊重することの重要性も含めた多様な生き方を認める制度が、一歩、二歩と前進しています。その橋渡し、案内役として、そして具体的に実行していく行政の方向として、この計画ができたと思っています。私は大きな前進だったと思っています。

しかし、計画は計画です。それを実行に移すことがない限り、机上の空論、単なる紙切れに終わってしまいます。町としてせつかくいい計画が、議員の皆さん方にも届いたと思うんですけどこういうのができておりますが、これを町としてどういうふうに具体化した取り組みをしていくか。その計画がありますか。

お尋ねします。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは宮地議員の2番、ジェンダー平等についてのカッコ2番、今後の具体的な取り組みについてお答えをさせていただきます。

黒潮町では、先ほど議員申しましたとおり、本年3月に町男女共同参画計画の第2次改訂を行い、その内容を広く周知するため、先月の区長便でA4判4枚からなる概要版を全戸配布させていただきました。

今回の改訂の大きな柱は、性の多様性を尊重する社会の実現であり、その対策の一つとしてパートナーシップ登録制度があると理解をしております。

黒潮町では、このパートナーシップ制度の導入の可否を検討するため、早ければ今月中、遅くても来月中旬に、役場内の関係各課の担当者で構成するワーキンググループ、策定検討委員会ですね。を立ち上げ、制度に関する調査、検討をスタートさせることにしております。

そのワーキンググループで協議された内容を基に要綱等を整備することにしており、来年、令和4年4月1日から制度をスタートさせるべく、もう既に当課の人権啓発係においてその作業に着手をしているところであります。

制度導入に当たっては、役場内はもちろん、町民の皆さんの理解と気運の醸成が重要であることから、まず役場では、町では職員研修の一環として、全職員を対象にしたジェンダーに対する研修会を行うことにしております。ワーキンググループに参加する職員はもちろん、全ての職員がジェンダーに対する理解と認識を深めるための研修にしたいというふうに考えております。

さらに、町民向けの啓発と致しましては、毎年10月に行っております町民大学の一講座をジェンダーに関する内容を取り上げ、性の多様性に対する住民の理解と意識の高揚を図りたいと考えているところであります。このことは、本年2月にこの制度をスタートさせている高知市においても、導入に至るまでにはさまざまな取り組みを行うことにより、住民意識の高まりの中でこの制度の導入に至っていると感じております。

従いまして、本町におきまして、このパートナーシップ登録制度を新たに導入することにより、性の違いに捉われることなく、誰もが自分が望む生き方を自由に選択できる社会の実現に向け、対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

春闘で言いますと満額回答というところで、大変いい答弁だったと、住民にとってですよ。思っております。

でも、これもほんとに世論の高まりがそういうところにあるということですよ。今まではそういうことはなかったんですけど、学校教育でもLGBTについては教えてるというふうにお聞きしましたし、そういうすそ野があって、この制度は全国的に広がってきてる。世界的に広がってるわけですけども、それを黒潮町でもワーキンググループを立ち上げて、来年4月からスタートしてくれるということでした。大変ありがたいなと思っております。

そして、私も町民大学でぜひ取り上げてもらえたらなど。もしなかったらこういう質問もしなきゃいけないと思ってましたけど、もう既に用意してくれてましたので期待しております。

やっぱり、私たちは婦人会でこういうことも少し勉強しましたけども、こういうことは勉強しないとなかなか分からないところもあります。でも今、新聞紙上でいろいろ出てきておりますのでね、その気になればいろいろ勉強にはなります。知識としては入ってくると思います。

私が昨年から質問したことが世論に押されたこともありますし、課長のご尽力ももちろんあったと思います。が町長の決断もあって、一歩、二歩、前に進んだことを、住民とともに喜んでいきたいと思っております。

カッコ2番はこれで終わります。

じゃあ、カッコ3に移ります。

今の時代、学校では生理について、性教育も含めて授業はあるでしょうか。

今はSNSの時代です。マスコミも含めて情報が漏れており、情報が溢れております。子どもたちは、欲しい情報は手軽に取得できる時代になっております。しかし、どれが必要でどれが正しい情報なのか、正確に判断できるとは限りません。情報が溢れているだけに、学校教育の中できちんとした対応が求められるのではないのでしょうか。

保健室での対応等も含めて、お尋ねします。

議長（小松孝年君）

橋田教育次長。

教育次長（橋田麻紀君）

それでは宮地議員の、生理の貧困に関するご質問にお答え致します。

生理の貧困とは、経済的な理由で生理用品を入手することが困難な状態にあることを言います。しかし、経済的な理由だけでなく、周りの人たちの無関心や無理解、また、ネグレクトなども背景の一つと考えられています。

宮地議員ご質問の、学校での生理について等の取り組みですが、性に関する学習として、小学校低学年から発達段階に応じ、生命尊重、生物学的側面、心理的側面、社会的側面から、各教科等を通じて系統的な指導を行っています。

小学校では、自他の命の尊さや、自分の体を理解し大切にしていける態度を身に付けること、中学校では、成長していく体の変化に関する知識を身に付け、肯定的に受け止めること。また、お互いを思いやれる人間関係の大切さについて考えられることを狙いとしています。

4年生の体育科における保健領域の中では、思春期に表れる体の変化として、男女の体つきの違いや初経、精通などの指導をします。中学校の保健体育科における保健分野の中では、生殖にかかわる機能の成熟として、月経や射精が見られることや、身体的な成熟に伴う適切な行動等について指導をします。

また、実態に応じて宿泊学習や修学旅行の事前指導の中で、女子を対象に、月経時の手当での仕方や体調についての月経指導を行っています。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

全般的に、こういうことをしてますと。低学年から始まって、それなりに幅広く取り上げてくれてるなというふうに思いました。

今はほんとに学校でそういう教育がなされるという点ではね、子どもたちにとってほんと大切なことだと思うんです。先ほども言いましたけど情報が溢れてますので、やっぱり学校として正しく言うたらあれですけど捉えるといいですかね、体を正しく知る、自分たちが大人になっていくことを知る。いろんな意味では、教育があって考え方が出てくるんだと思うんです。

ぜひこれは、今後どういうふうに発展していくのか、私はちょっと教育問題はよく分からないんですけど、幅広くまた子どもたちに伝えていっていただきたいと思います。

今、修学旅行とか宿泊学習の前には必ずあると言われておりましたが、これ小学校でやるんですかね、中学校ですかね。両方ですかね。

議長（小松孝年君）

橋田教育次長。

教育次長（橋田麻紀君）

宮地議員の再質問にお答えします。

小学校、中学校、どちらも宿泊学習の事前指導として月経指導を行っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

なかなかいい進み具合で、今日は50分かからないんじゃないかなと思いますが。

カッコ3番はこれで終わります。

カッコ4番に移ります。

4番を始める前に、私がちょっと一般質問の通告の仕方が悪くてですね、ここに学校のトイレと、それから指定避難所と、町の施設と、3つの場所をお聞きして、ほんとにカッコ5、カッコ6までいかなきゃいけなかつ

たんですけど、こういう通告の仕方をしましたので。

議長 すいません、最初に学校のトイレについて話をして、学校のことが終わったら今度、再質問として指定避難所をして、それが終わったら今度、町の施設についてと、そういうふうに分けた方が質問もしやすいし、聞いている方も答弁もしやすいんじゃないかなと思うんですが。それを許していただきたいんですが、構いませんか。

議長（小松孝年君）

はい、そういう方向でいってください。

11 番（宮地葉子君）

すみません、ありがとうございます。

そしたら、カッコ4番の最初の所です。

これは学校のトイレに、トイレットペーパーのように生理用品を配備して、無償配布に取り組むことを求めるというものです。

昨今の新聞記事に、生理の貧困という言葉が頻繁に出てきます。先ほど橋田教育次長も言われましたけども、主に経済的な理由で生理用品が買えない女性が増えていると。そういうことが生理の貧困という言葉で今、言われております。

NHK テレビで、学生の5人に1人が生理用品入手に苦勞と、3月4日に報じられました。その番組を見て衝撃が広がって、以来3カ月、自治体や国に対策を迫る声が一気に高まりました。今までに根深くあった生理タブーを打ち破る動きが、今、全国で起こっております。

まずは、通告書に基づいて答弁が用意されてると思いますので、学校のトイレに、トイレットペーパーとおんなじように生理用品を常備できないか。

教育委員会の考えをお聞きます。

議長（小松孝年君）

橋田教育次長。

教育次長（橋田麻紀君）

宮地議員の、学校のトイレに生理用品を配備し、無償配布に取り組むことに関するご質問にお答えします。

町内の学校では、全ての学校で保健室に生理用品を常備しています。養護教諭や学級担任等による適切な実態把握や観察、児童生徒との教職員との関係性により、生理用品の必要な児童生徒については保健室で対応することができております。その際にも、必要に応じて、子どもに合わせて指導支援を行っています。

生理用品を置くトイレのスペースや衛生管理の面からも、トイレに常時配備するのではなく、必要なときに保健室にある生理用品を配付することが良いのではないかとという声があります。

また、そこでの対話を大切にすることで児童生徒との信頼関係が深められ、適切な指導ができるという職員もいます。

今現在、学校のトイレに常備することについての結論は出していませんが、教育的な配慮として最適かどうか、学校現場の考えを聞きながら対処していきたいと考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

教育委員会の大まかな方向性ですけども、子どもたちが必要になったら保健室へ行ったら、保健室では対応

してると。だから今後、現場の声を聞きながら、この常備できないかどうか対応していくという答弁だったと思うんですけど。

私も質問取り上げるにおいてですね、中学校の保健の先生にも、藤本次長にお願いして保健の先生にアポイント取っていただいて、現状をお聞きしてきたのですけども。確かに保健室には常に常備して、緊急の場合はいつでも貸し出しができるようにしてある、とのことでした。それは必ず返してほしいと、そういうふうに強くは求めているとおっしゃっていましたが。

生理用品を借りに来る生徒、必要になったら保健室へ来たらいいというのが橋田次長の答弁でしたけども、もしも学校で急に生理になったとか、またはうっかり忘れてきたとか、持ってきた生理用品が足りないとか等々のトラブルもないわけではないですよ。そういうときに、必ずしも保健の先生の所にSOSで行ってるのかどうか。それはちょっと私はどうかかと、そういう実情をつかんでるのかなと思うんですが。

保健室には年間どれぐらいの方が借りにくるというふうに捉えております。

議長（小松孝年君）

橋田教育次長。

教育次長（橋田麻紀君）

それでは再質問にお答えをします。

年間何人、児童生徒が保健室の方という数字は確認しておりませんが、先ほど言われたようなその緊急の場合を含めて、保健室には子どもたちが借りに来ると聞いております。

そのときに、必ずしも返却を求めていることではなくて、また配布する形で対応していると聞いております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

私が保健の先生にお伺いしたら、大体、年間2、3例しかないということでした。

それはトラブルが少ないということなのか。私はですね、言いづらいと。行きにくいと。保健の先生の場合にね。保健室にね、わざわざそういうことなかなか言いづらいので、まあ友達同士でやり繰りするというようなこともあると思うんですが、いつでもオープンにできているかどうかは、もう少し教育委員会の方も把握していただけたらと思うんですが。

それから、そのときに来れる子はいいです。保健室に来れる子どもはね。そしたら確かに常備しておりますので、いつでも貸してくれます。絶対返却してねということはおっしゃらないけど、返してもらえる子は返してもらってると。これ無料だから返さなくていいよというふうにはなっていないというふうに、私は聞いたんですが。先生はそういうふうと言っているか分かりませんが、返せる子は返しに来るそうです。返さなくても、別に請求するわけでもない。そういうのが今の実情だというふうに聞きました。

それで、学校のトイレに常設するということは衛生面だ何だと言われましたけど、これはもう衛生的には特別大きな問題はないはず。学校のトイレに常設しますと、目立たずに安心して使用できます。保健室にわざわざ行かなくてもですね、安心して使用できます。トイレに入ったら、トイレットペーパーの備え付けは必需品ですから、当然、そこにあるのは常識ですが、女性にとって生理用品も同じように必需品であることをご理解願いたいのですが。

その方向で、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）



橋田教育次長。

教育次長（橋田麻紀君）

再質問にお答えをします。

必需品であることは、私も理解ができます。

ただ、トイレ掃除をする場合に、小学生であれば低学年がかかわることもあって、水を使って掃除をする場合、そこに生理用品が落ちたときにどうするかという問題もありますし。

あとは、そこに置いているものが、その児童生徒の個人に合う生理用品かどうかという把握もちょっと不十分です。

それが保健室に置くことであれば、サイズの問題だとか量の問題ということをお話できて、手当てにもつながるのではないかと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

確かに新しいことをする場合にはですね、あのことも考えなきゃ、このことも考えなきゃということで、はい、いいですよ、すぐにはならないと思います。今、橋田次長が言われたように、いろいろとクリアしなきゃならない課題は何点かはあると思いますが、大きな課題ではないしやろうと思えばできることじゃないかなと思って、私、聞いておりました。

絶対やらないということではなくて、現場の声を聞きながらということでしたが、教育長、どうですかね。

これ今後、近々そういう方向でいくということにはならないですかね。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

私も最近になって、この生理の貧困というものを見聞きするに至って、やっぱりこういう実態が自分の知らないところであるのかというのを深くしたところであります。

従いまして、例えば、この後の質問に出てくるかと思いますが、公共施設で無料でそういうものが入手できる状況をつくるということについては、私は非常に歓迎をすべき方向性だと思います。

ただし、その仕組みを小学校、中学校に持ち込んできた場合について、今、橋田が言いましたように、日常、子どもたちとの触れ合いの中から子どもたちの様子を知る。例えば、先生、ちょっと生理用品が欲しいんです、というようなことから子どもたちの状況を知ることにはある意味では非常に重要なことでありますので、これをいつでも自由に、知らない間にトイレでそれが使うことができるということによって、一方では失う機能。機能として失うこともあるわけでありますので。

従いまして、一切やりませんとも今の時点では言えませんし、やりますとも言えない。今、まさしく橋田が最初言いましたように、どういう方法が一番教育的に配慮として適切なのか。そういう方向を模索をした上で、今後、対応をしていきたいということできさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

教育長ね、子どもたちがそういうときに保健室に来て状況を聞くと。子どもたちの状況を知ることも教育的に大切だというふうに言われました。

確かにそうですけども、私は実態はね、先ほど言いましたけど年に2、3人しかいないんだそうです。それで果たして実態がつかめるかなというのが、一つ疑問です。子どもたち、行きづらいということもあるんです。そういうことはね、言いづらいということがあるんです。保健室が行きづらいついていうよりも。だからそれは、失う機能というのはいかがなもんかなと思います。

それは今後ですね、現場の声を聞いて、また考えて、一步進めていただきたいんですが。

それではですね、今すぐに置きますということにはなりません、トイレの常設が今のところ無理でしたらせめてですね、これ教育長の判断でできると思うんですが、保健室に常備備えている生理用品を渡したときにですよ、これは返さなくていいんだよ、無償配布をするんだよということを徹底してもらえたら、安心できる子どもが私にいると思うんです。そういうふうに、徹底してもらいたいと思うんです。

保健の先生は、先ほど言いましたけど、返してくれる子には返してもらってると、返さない子は無理に請求はしないというふうになってますけど、基本的に返すのが基本ですので。子どもたちにしたら、ああ、借りてるな、またもらったな、次はもらいづらいなということがあるかもしれません。

いつでも、そういうトラブルがあるなり買うものが買えなかったりしたら、保健室に行ったら保健の先生がそうやって学校が対応してくれるんだということですね、生理用品を保健室に常備備えておいて、それはもう返却を求めないということにしていだけないでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

ここの分について、自分も認識があまり深くなくて、自分の認識としてはどちらかというと支給をしてたのかなというふうに認識をしてたんですけども。

実態も実質にはもう支給という、返却を求めてないということでもありますので、ある意味、あまり大きな実害はないのかなと思いますので、子どもたちが安心して保健室に、先生頂きたい、後で返すことの心配をしなくて、安心して子どもたちがそれを受け取るようにすることについては、私は問題は特にはないと思いますので、その部分については現場に対して徹底をさせていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

はい、ぜひ。保健の先生もそれを聞きますと、学校の予算が私限りあるのかなと思ったんですけど、それほどの予算じゃありませんので、それを徹底させていただくということは先生にとってもほんとに安心だなと思いますので、そこはぜひ早めをお願いしたいと思います。

大変ありがたい、子どもたちにとってありがたい答弁だったと思います。

では、教育委員会の学校のトイレについては終わりました。

再質問になりますけども、指定避難所についてです。お聞きします。

指定避難所にはさまざまな必需品が備蓄されていると思うんですが、生理用品も当然、必ず備えてるんじゃないかと私は思っていますが、これも必需品ですのでこの点はどうかと思います。

防災関係はもう、黒潮町っていうのは既にもう、いつも全国のトップを走っているわけですからできてるの

かなと思うんですが、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

避難所への生理用品に関しましては、備蓄を県の基準を参考に目標値を設定して、備蓄をしているところですが、一定数、整備されている状況となっています。

ただ、目標値にまだ達してない状況で、備蓄に関しても、1カ所に備蓄しているという状況になっています。

現在、高知県が、備蓄計画の基準を1日から3日分として見直しを進めている状況で、黒潮町でもこの基準を参考に目標数量を見直しをして、今後、計画的に整備をしていく予定としています。

また、備蓄場所に関しても、町内の避難所に分散して配備していく計画としております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11番（宮地葉子君）

ぜひ、避難所はですね、もう慌てて逃げるわけですから、津波、地震の場合はね。そういうものもほんとはできてないのが当たり前ですよ。

また、急にそこになるときもありますので、そういうものが備蓄されてますとほんとに安心だと思います。もう、たちまち困りますので。量も増やしてくれるし、それから場所も増やしてくれるということでしたので、続けていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、避難所についての質問もこれで終わります、次にですね、町の公の施設のトイレに配備すること、それについて移ります。

昨今では、学校の問題だけではなくて、貧困で生理用品が買えない。こんな話が大ききではない時代になっていることは、新聞記事等で私もその深刻さを知らされました。コロナ禍の中、特にそんな事象が増えているとの記事もありました。

そして、市町村で独自に生理用品を公衆トイレ、公の施設等々に用意されてる自治体が増えてきていると。そういう記事も出ておりますが、黒潮町にも公の施設、そんなに大きな市じゃありませんのでたくさんあるわけじゃありませんから、ぜひ、町内の公の施設と言われる所には常備してほしいなと思うんですが。

これについてはいかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

町の施設としての回答でございますが、基本的な、その総合的な考え方としてですが、今のところ生理用品につきましては、その町民など利用の状況にはよりますけれども、通常時の考え方としては、配備することは現状では考えてはいない状況です。

今、宮地議員が言われました、その貧困で買うことができないということはちょっと想定はしてなかったがですけれども、通常時の利用としてまず公共施設を利用する際は、住民の今の実態として長時間滞在するということがまれであること。

それから、今、通常ですけれども、個人で備え持つことが可能ではないかという考えの下に、常時は配備しない考えを持っています。

ただ、公共施設におきましては、今、情報防災課長も申しましたとおり、いわゆる住民の避難施設としての利用する所が多くあります。それらは、今、情報防災課長が回答しましたとおり、その備蓄という観点で配備するというので、非常時のときとか避難時とかは、その備蓄を持って対応できるような体制とさせていただきたいと思います。

ただ、今言われましたとおり住民の実態に応じて、施設でそれぞれ状況に応じて、これから少し配備についても検討したいと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

確かに、今まで生理用品を常備して置いとくと。トイレットペーパーとおんなじように置いていくっていうのは、あんまり世論としてもなかったんですよね。

このコロナ禍で、すごく生理の貧困ということが浮上してきたんです。以前からあったんですけど、あんまり言いにくい、出しにくいということもありまして。

それから、今、総務課長が言われましたように、個人が持って当たり前という感覚がずっとありますので、公が用意するもんじゃないと。もちろんね、そういう考えは当然持ってますので、急にですね、用意したらどうですかっていう質問が来たら、今のような答弁が来るだろうと思ってたんですが。

でもね課長、世の中進んでるんですよね、これね。国の内閣府ですけど、男女共同参画局というのがあるんですね。それは、経済的理由で生理用品の入手に苦しむ生理の貧困について5月28日、地方自治体の取り組みに関する調査結果を発表しております。全国では255の自治体、255の自治体が、生理用品などの配布に取り組んでいると発表しております。

いろんな例があったんですが、例えばこれ取り上げてみますと、奈良県郡山市は補正予算を組んで、女性の貧困問題対策事業として、女性の4人に1人に行き渡る規模で生理用品を6月1日から無償配布する。こういう取り組みをしております。

広島県の廿日市市は配布期間を設けて、今コロナ禍ですからそういう意味ですね。配布期間を設けて、8月31日までの3カ月間、災害備蓄用品から生理用品の無償配布を始めた。お金がなくて買えない人のほか、ネグレクトやDVなどの事情により購入できない人が対象。

その男女協働推進課の課長さん、この方は女性の方なんですけど、その方の話が載っておりましたが、この方の話が良かったんですよね。少し紹介しますと、昨今、経済的困窮もさることながら、さまざまな理由で購入できない人がいることが分かってきた。なかなか表に出せないテーマだけど、市として考えなくてはいけない大きな課題です。無償配布をきっかけに、相談してもいいんだということも含めて広く周知し、支援につなげていきたいと語っております。

このようにですね、生理用品の無償配布っていうのは配布だけのことではないんですね。生理の貧困はその裏に隠されていた女性独特の悩み、またDV等の悩み、経済的な深刻な問題等々、さまざまな悩み事を相談するきっかけになる。そんな場所の提供にもなるんです。人に寄り添う政治は、今こそ、コロナ禍で一段と経済的な問題が浮上しているこんにち、行政として真剣に取り組んでほしい課題ではないかと思います。

町としては今、住民の実態に応じてということでしたが、再度ですね、こういう全体的な動きがありますの

でそういうことにも呼応してですね、一步話を前に進めてほしいとは思っていますが。

どうでしょう、再度。すみません。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

今、宮地議員言われましたとおり、ちょっと私ども認識的にまだ未熟なところもありまして、ちょっと状況をつかんでないところがあります。

今言われたように、さまざまな理由を持って買えない人への対策、また、住民にとってより優しい、この黒潮町であるべきとしてですね。また、先にも言いましたけど、利用の実態にもよりますけれども、その宮地議員が言われましたことも考慮して少し前向きに検討させていただきたいとは思いますが、状況をかながみて考えたいと思いますので。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

先ほども言いましたけど、ほんとの問題は今始まったばかりといたしますか。ここで取り上げてるのは初めてですし、私たちも今まで生理の貧困という話を話題にしたことはなかったんですよ。

そういう意味では、まず一步ですから、急に、これとこれとこれとやります、というわけにはいかないかもしれません。今言われたように、前向きに検討してくれるということなんです。

政府もですね、これも動いてるんです。政府の男女共同参画会議、議長は加藤官房長官ですけども、これ新聞報道によりますと、コロナ禍で顕在化した生理の貧困への支援を盛り込んだ、女性活躍男女共同参画の重点課題 2021 の原案を 6 月 1 日に了承したとあります。

その中で、経済的な理由で生理用品を購入できないという生理の貧困の顕在化は、女性や子どもの健康と尊厳にかかわる重要課題と位置付けをしております。自治体が行う生理用品の提供を地域女性活躍推進交付金により支援する、というふうに報道がありました。

それで、もう一つですね。これは国の動きですが、世界の動きっていうのがあるんです。5 月 28 日は、世界月経衛生デーという取り組みがあります。私も今回、これを調べて初めて知ったんですけども。この 5 月 28 日の世界月経衛生デーというのはですね、生理をめぐる不平等に目を向け、ジェンダー平等を実現していこうと、世界各地で取り組みが進んでいるという記事がありました。この世界月経衛生デーというのは、全ての人の月経衛生、健康を促進するための日として沈黙を破り、生理に対する否定的な社会の意識を変えよう。月経衛生を政治の優先課題にと 2013 年に提唱され、14 年からその日を祝う取り組みが始まっています。今年の 2021 年は、700 を超える国際政府機関、NGO や民間企業の参加があったそうです。

世界ではこんな動きになって、今は、まだまだ世界的には始まったばかり。2013 年にこういうものができたとしても、まだまだ知られていない世界月経衛生デーですけども、今、世界で小さな波であっても、やがて大きなうねりとなって世界中に広がっていく日も、そう遠くはないと思うんです。

それで、地域住民課、青木課長にお尋ねしますけど。

生理の貧困は今や全国的な、世界的な動きですが、今後、ジェンダー平等の具体化の一つとして、施設は総務課の管理だと言われましたけど、その課題でやはりジェンダー平等としてはどうなんだということ。まあ、

パートナーシップ制度はワークショップすると言いましたけど、このジェンダー平等という課題ではどうなんだということ、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

突然振られて大変でしょうけど。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

男女共同参画を担当する部署としては、町の人権尊重のまちづくり条例であるとかですね、推進基本計画等にそのジェンダーのことは盛り込んで、今後も活動していきます。

その中で、さっき言いました生理の貧困についても、女性特有の課題ではあるかもしれませんが全体的に言えばですね、大きい意味で言えば人権施策ということになるかと思しますので、そこについては関係部署と連携しながら、必要性について認識をしていきたいと考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

11 番（宮地葉子君）

突然にすみません。

大体、生理の貧困について初めて聞いた方も多かったかもしれませんが、取り上げてきました。

この生理の貧困が問題になる中で、生理用品の無償配布を国に求める署名運動も、今は起きております。もうそれは詳しくは言いませんけども。

今後ですね、トイレに生理用品が当たり前の世界。で、トイレットペーパーとおんなじように、もう生理用品が当たり前にどこに行っても置いてある。そういう世界が来るようにと、この署名している方は代表が安斉和穂さんかな。いう方がずっと今広げて各地で進んでおりますが、奮闘しております。

私もそんな世の中が一日でも早くできたらいいなと思って、今回、この問題を取り上げました。

私の質問はこれで終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、13時まで休憩します。

休 憩 11 時 20 分

再 開 13 時 00 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、浅野修一君。

3 番（浅野修一君）

議長のお許しを得ましたので、始めたいと思いますが。

始める前に、先ほどの宮地議員の方からもお願いというふうなことであったと思いますが、登壇者への答弁についてはマスクを外してゆっくりと話していただいた方が、ほかの議員さんについてもですが、IWK 見ておられる方にも分かりやすいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それと、もう一点ですね。私、今回 3 問の質問の方を挙げさせていただいておるんですが、2 問目の一番最

後、カッコ5 の分ですが、今後、森林環境税をどのように、というふうなことで記載していますが。森林環境税はこれ、自分たちが支払わなくてはいけない1,000円負担の税金のことですので。これをどのように利活用しているというはおかしいもので、ここを間違っていました。森林環境譲与税に訂正の方をお願いしたいと思いません。

それでは早速、質問の方に入りたいと思います。

まず、質問事項1番としまして、町産材使用補助金についてでございます。

町長は3月議会において、高規格道路発生土活用入野地区宅地造成事業計画を表明致しましたが、それで予算の計上の方もしたわけですが。

この事業については、高台移転を目的とするものであり、早期の達成には住宅等の新築、増改築時に町産材を使用する場合の補助金制度の施行が有効であると考えております。町民の考えや方向性、計画等についてお聞きしたいと思います。

カッコ1としまして、既に制度化し運用している市町村があります。町内外の建築業者の中にも、この制度を切望する業者は少なくございません。町の計画があれば、具体的な内容を問うとしております。

この件については、平成30年12月議会でも質問をしたわけですが、その時点での回答は、今のところ補助金の計画はないというふうなことであったと思います。

その後、検討、進展はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員のカッコ1、既に制度化し運用している市町村があり、町内外の建築業者の中にもこの制度を切望する業者は少なくない。計画があれば具体的な内容を問う、のご質問にお答えします。

以前にも質問の際に答弁を行った内容と一部重複しますが、ご了承ください。

高知県では、木造住宅を建築、また取得される方を対象に、基本部位の80パーセント以上に県内産乾燥材を使用する場合や、内装材の化粧仕上げなどに対して助成を行う事業として、こうち木の住まいづくり助成事業が創設されております。

県内においても、市および町産材補助事業を行っている市町村は5団体あり、そのうち幡多地区内では四万十市と土佐清水市がこの補助事業を実施しております。

本町としましても、これまで近隣で実施されている2市の情報収集を行ってまいりましたが、制度設計に関して、生産現場から加工の流通業者、製材業者および建材業者までの関係者が限定されることや、町産木材の認証方法などに幾つかの課題があり、いまだに事業実施には至っていない現状です。

今後につきましては、関係する団体などとさらなる協議を重ねて、制度実施が可能かどうかを早期に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

そうですね、県の方では以前から補助事業の方はあるわけですが、課長、今申されたように、四万十市と土佐清水市では既に行ってるようでございます。

当町、皆さんご存じと思いますが、その当町も県下の山の割合8割超ですね、というふうな山の保有をして

おるわけですが、当町も8割を超す山林、山間、山を持つて町でございまして。

また、そういった意味では、今のこの山の財産の有効利用しない手はないわけで。また、先ほど来申し上げてます環境税の関係もございまして、いろいろ他市町村では力を入れて行っておるところでございまして。この山に関しては、あくまでも当町は何かこう疎いといいますか、ちょっと手を出しにくいというか、これまではそういったことだったんですが、国自体が、その国の山をみんなでしっかりと守ろうと。自然を守る、それを後世に引き継いでいくというふうなことで、今回、そういった制度を設けてるわけですので、その制度を利用というか活用しないという手はないと思うがですよ。

今の幡多郡四万十市と土佐清水市というふうなことでご紹介ありましたけど、隣町、東隣の四万十町では、町産材を使用し、町内の事業者さんによって、新築する建築主に対して最大150万というふうな大きな補助の方を行ってるようでございます。それには条件がございまして、1坪当たり0.6立方メートル以上の町産材を使用するか、それと家屋の床面積が70平米、約21坪以上の住宅が対象のようでございますが。

また、先ほど来紹介のあった四万十市も、1坪0.2立方メートル以上の主要部材として、市で育った木をですね、これはヒノキの方に限定してるようですが。それを使用すれば、四万十市は上限額100万円の補助金が受けられるようになっておるようでございます。

このような補助の方があれば、家を持ちたい方は追い風といいますか、建てようかなというふうなことになる確率の方は随分上がってくるんじゃないかと思えます。そういった意味では、これまで取り組んではおりませんが、待つのではなくてですね、攻めの姿勢ですね。攻めの制度が、私は必要だと思っております。

その点、いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

現時点での論点整理につきましては、まず、町内には木材伐採業者は森林組合、また、木材製材業者および木材販売業者とも限定をされるため、比較的流通システムの構築が難しい側面があると考えております。

また、地元の工務店や大工さんでの町産材の取り扱いの認証制度、またその事務的なことにつきましても、補助金関係、そういった部分の煩雑（はんざつ）化も踏まえ、今後、関係者間における調整などを行っていくことが必要となります。

また、県の事業であります、先ほど言いましたこうち木の住まいづくり助成事業につきましては、高知県全体では、令和2年度の実績件数は291件、およそ補助金額が8,131万に対し黒潮町の該当する件数は1件であり、現時点では直接的なそういった波及効果は低いのではないかと考えております。

ただし、先ほど議員がおっしゃられたように、今までやったことのないことについて進めていくのは確かに追い風になるとは考えますので、今現在では基本的な部分でのすり合わせがまだ若干できてませんので、今少し時間が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

そうですね、当町のそういった実状から見ると、すぐには当然無理やと自分も思っております。

ただ、これ製材の方が少ないからとか、いろんな今の現状の理由があって取り扱ってないというか取り組ん



でないわけですが、だからといってこれをずうっと、いないからいないからでやったら進まないわけですね。

それと、すみません、1個だけ申し抜かっておりました。

今回、就任直後の今西課長の方に質問というふうなことになってますが、その点、ほんと申し訳ないと思います。初めての議会で答弁の方、申し訳ないと思ってますが。

今西課長に限らず、町長なり関係の課の方にも、こういった町産材のことでかかわりのある課の方にはですね、ぜひその発言の方も求めていきたいと思います。その点、抜かっておりました。よろしくお願ひしたいと思います。

元に戻りまして。

やっぱりその専門といいますか森林組合の方との協議いいですか、その問題点の洗い出しであったり、今後の黒潮町として進むべき道といいますか、そういったことを専門である森林組合さんであるとか、町内にある製材事業者さんも一緒に入ってもらってもいいと思います。そういったことで、やっぱり進めていかないことには、一歩足を踏み出さないことには、もう何にも始まん話なわけでごさいます。

それと、先ほど課長の方からも認可の方というふうなお話あったと思いますが、これ進みますと、先ほど当初も申し上げたように、家の方の建築のスピードが上がるというふうなことは目に見えておろうかと思ひます。制度の設計、大変難しいかとは思ひますがぜひ進めていただきたいと、自分としては思ひております。

それで、それをやったことについてその波及効果といいますか、その町内の建築業者さんには当然、受けられるようになることでごさいます。家を建てるとなると、大工さん、左官さんとか水道関係諸々、基礎の方とか、いろんな方が家の場合はかかわってまいりますので町内の潤いという部分にもなろうかと思ひますんで、ぜひその検討の方、ぜひともお願ひしたいと思ひます。

それと、先ほどちょっと聞き逃したかもしれませんが、四万十市とか土佐清水市の方にこの情報というか意見もお聞きしておるといふふうなことやったと思ひますが。その情報なんかをですね、情報交換なんかは密にさせていただいて、ぜひこの分掘り起こして、まずは一歩踏み出せるようなことにさせていただきたいと思ひます。

ただ、補助金出せ出せっていうふうに言ひますけど、そうなると当然、予算の方に掛かってくるわけなんです、そちらの方のことも大変なことは分かっておりますが、次の質問にもありますけど、いろんな意味で町内の活性化にもなろうかと思ひますんでね、課長も着任早々で大変かと思ひますけど、ぜひそういった新たな取り組みについても力の限りその若い力で頑張りたいと思ひますんで、その点よろしくお願ひします。

ということで、このカッコ1については終わりたいと思ひます。

続きましてカッコ2でごさいます。補助金制度は数多くあるが、当町における本件の位置付けはどのようなものかとしております。よいよ、くどい質問になっております。と申しますのも、何度もになりますけどやっぱり大事やと自分は思ひてますんで、くどい質問をしております。

この件は、1964年だったと思ひますが林業基本法が施行され、それ以降、国の指導によって植林の方はもうどんどんどんどん進んだわけでごさいます。ほんと全国各地に、スギの木、建築資材としての当初は計画だったと思うんですが、それはもう全国各地に植わっております。当然、当町にも植わっておるわけですが、人工林ですねこれね。その人工林も、現在ではその建築資材としてのほんと利用可能なまでに大きくなった所も数多くあると思ひます。そういう意味では、切って、使って、また植えるというふうな時期ではないかと今、そのような時期だと自分は思ひております。

また、ただ一方で、近年の異常気象ですね。最近よく聞ひます線状降水帯も雨雲ばかりがどんどんどんどん発生して、もうずうっと雨と。降りっぱなしというふうな気象状況が続くことが毎年のように、どこかで起こ

っておるわけでございます。

そういったことも踏まえての、国の制度、法律であろうと思います。森林環境譲与税、この配分も、当町も当然受けております。自分としては、これだけの山があってこれぐらいの交付金かというふうな思いではおるのですが、やっぱりその取り組みができてない所はちょっと金額が低いというふうなこともあると思いますんでね、目立ったような取り組みの方にも持っていかななくてはならないんじゃないかと思っております。ほんと、この8割を超える山林を持ってるんですので、利用しない手はないと思います。ぜひですね、これ今やらないと、自分はチャンスじゃ思うちゅうがですけどチャンス逃して、次にはまたピンチになるんじゃないかというふうな思いでもおりますんで。

そういった意味からも、町の見識を聞きたいと思います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員のカッコ 2、補助金制度等、当町における本件の位置付けはどのようなものか、のご質問にお答えします。

町と致しましては、先ほどの議員のご質問からにありましてとおり、将来的に入野地区で予定される宅地造成事業計画など、大掛かりな工事の時期に合わせてのこういった補助金制度実施のタイミングは非常に有効であると考えております。

また、先ほど来議員のおっしゃられる、基本的に住宅の新築や増改築、あるいはリフォームなどを予定される建築主の方は、かなり余裕を持って計画をなされてくると考えますので、早期の実施が適当ではないかと考えております。

本事業において町産材が積極的に使用されることにより、木材の需要拡大と林業の持続的な発展や地域の活性化を促進し、また、町内での木の住まいづくりを推進することに結び付くのではないかと考えております。

しかしながら、繰り返しになりますが先ほどのご質問で答弁を行ったとおり、制度設計の段階において現在、幾つかの課題はありますので、さらなる検討を行ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

課長言われたとおり、私もその入野を埋め立てての入野新団地のことに関しても有効だと思いますんでぜひですね、何回にもなりますけど補助金制度を勉強してもらって、いろんないい情報を集めてもらって、ぜひこの補助金制度の方を確立していただけたらと思います。よろしくお願いします。

これで、1 番の方の質問は終わりたいと思います。

続いて 2 番目です。2 問目に、森林環境税の利活用についてでございます。

山のことについては、これまで幾度も質問してまいりました。これまで、都合 6 回しておると思います。議員上げてもらってから 6 回。で、今回で 7 回目になるのではないかと思います。山のことについてほんとずっと質問の方させてもらってます。

それについてはさまざまな角度から一般質問により制限、提案を行ってきたわけですが、新たな施策、改革も見られず、町は山の大切さというものを、言葉は悪いですが軽視されているのではないかというふうに思っております。

2060年、人口6,800人を目標とする当町には、自然を大切にす施策が不可欠と考えております。山林保護により、黒潮町を後世に残すための施策について聞きたいと思っております。

まずは、山に対する町の見識をお伺いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の、まずは、山に対する町の見識を問う、のご質問にお答えします。

森林につきましては、水源の涵養（かんよう）、国土全体の保全、地球温暖化の防止をはじめとする多面的な機能を有し、中でも水源の涵養（かんよう）は、それら機能の中でも最も重要とされております。

豊かな森林は豊かな海を育む、森は海の恋人などと称されるように、森林に降った雨が蓄積されることにより、微生物によって分解され、窒素やリンなどの栄養分を河川や海に供給し、このことがプランクトンや海藻類を増やして川や海の魚の繁殖につながっております。

直近のデータでは、黒潮町の森林率はおよそ79パーセントであり、国有林、町有林、民有林などを合わせて1万4,882ヘクタールの森林があります。そのうちで私有林としては7,898ヘクタールであり、スギ、ヒノキを中心とした人工林はおよそ4,186ヘクタール、民有林全体の53パーセントを占めるまでとなっております。

この人工林の多くが既に40年以上を経過して、現在はそれぞれが搬出間伐等の時期を迎えており、素材生産を主に森林整備を行っております。

しかしながら、昨今の木材価格の低迷と森林所有者の意欲の衰退や担い手不足も相まって、現実のところ、山林の手入れがなかなか行われていない状況はあると考えております。

さまざまな検討課題もありますが、将来においても人工林を中心とした造林事業を推進していき、かつ、関係機関との調整を図り、人材の確保や地域住民の方の協力も得ながら、今後、森林環境譲与税を活用して、森林の持つ公益的な機能を余さず発揮させることにより、将来的に森林から海へとつながる多面的な森林整備を今後とも進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

私が言いたかったことを課長が言っていました。

ほんと山を大切にすれば、山で培ったすごく栄養豊富な水が川へと流れて、その水が海へ流れ込んで、海でもまたそこで藻を生やすとか、藻に付く小魚、小魚に集まる魚、それに集まる大きな魚とか、そういった生態系が育まれていくわけですが。

山、ぱっと見ですね、どこの山もそうやと思いますけど緑があって、緑があるとすごい、あ、ええ山だというふうに思うわけですが。緑を見てすごい気持ちのええこともあるのですが、あまり緑でも、ご存じのように針葉樹と広葉樹があって、それには大きな意味があるわけですけど、次の質問にもあるわけですが。そんないろんなことがあるわけです。

それと、今言っていてほんとううれしかったのは、森は海の恋人というふうなことも言っていました。自分はまさにそうだと思います。山をないがしろにしておいたら大変なことになると。自分たちの生活にまで害を及ぼすようなことになると思っております。また、そうになると子どもや孫にこの自然を残すこともできないんじゃないかというふうに思っております。

先ほど、人工林八千数百ヘクタールですか、そのうち半分ぐらいはもう切り出しもできるような状態というふうなことでしたが。ただですね、この山っていうのは、先ほども言いましたけどただ緑やからええというふうなことではないと思います。今、課長が言っていたことをよく、もっともっと専門的なところまで足を踏み入れて、山はどうすればいいかとかいうふうなところを、先ほど言っていたその専門の所、森林組合であるとかいろんな方面に聞くこともできようかと思えます。ぜひその部分で見聞を広めてもらって、何とかこの森林の環境を良くしていただくことに尽力していただきたいと思えます。

カッコ1の方の質問はこれで終わります。

続いてですが、カッコ2としまして、スギ、ヒノキ等の針葉樹は自然災害に弱いといわれるが町民の見解は、とあります。

問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の2、スギ、ヒノキ等の針葉樹は自然災害に弱いといわれるが町の見解は、のご質問にお答えします。

平成29年7月における福岡県と大分県を中心に起こった記録的な豪雨は、最大日雨量800ミリ以上、ピーク時の時間雨量は140ミリを超えて、この豪雨が山間地での土砂崩れや川の大氾濫を起こし、山から大量の流木が発生したことは記憶に新しいことと思えます。

一般的にスギやヒノキなどの針葉樹人工林は根が浅く、保水力が弱く、森林整備が必ずしも十分でない場合においては、豪雨災害に弱い部分が見受けられます。

しかしながら、手入れされている人工林は下層植生の発達が良好であり、雨水が染み込みやすい枯れ葉を含んだ土壌を作るともいわれております。そこに降った雨は地中をゆっくり浸透し、澄んだ水となって川を通り、海に流れます。ただし、一定の保水力以上の雨量等が発生した場合には、大きく事情は異なってきます。

このため、人工林につきましては、定期的に山林内の下刈りや保育間伐、あるいは搬出間伐を行い、地表に日光を入れて草木の根を張らせて、災害に強い森林整備を続けていく必要があると考えております。

町としましても、引き続き山林整備に努めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

今の課長の方が言われたのは、多分その山の保水力とか何とかいうのは広葉樹の山のことでないかと思うんですが。

保水力のあるのは広葉樹、クヌギとかドングリとかクリとかですね。そういった部分の葉っぱが落ちて、そこで腐葉土ができて、ほんとふわふわの土といいますか腐葉土ができて、そこに雨が降った折りには水を蓄えるというふうなことだと思います。多分広葉樹の山のことがなっているふうにはお聞きしたわけですが。

要は、針葉樹というのは、皆さん多分ご存じやとは思いますが、スギにしてもヒノキにしても、木は50年ぐらいたてば建築資材として利用可能になろうかと思えます。ただ、50年たって、直近の40センチ、50センチ、もっとになるかちょっとはつきり分かりませんが、そういった木でも根っこというのはほんとに、この机より大きい小さいかというふうなことになろうかと思えます。ほんとにね、木の割には根っこが張らない

というのがその針葉樹の弱点なもので、これ災害にはほんと弱いと思います。

そういった意味で、町内にすごいスギ、ヒノキあるわけですが、これまであれですか、今西課長の所でいいのかわからんですが。町内でそういったスギ、ヒノキの山の崩落事故ですね、あるのを確認された課があればちょっとお聞きしたいのですが。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

海洋森林課の方の把握としましては、いわゆる大がかりな山地災害については近年なかったかとは考えておりますが、通常といわれますか台風における豪雨災害、こういったものは例年、私が知る限りでは大まかに10件程度、それぞれ山地の方の山林災害として、いわゆる補助事業ベースの災害と、あと単独費での災害対応と含めまして、年間約10件程度ベースで推移してると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

ほんとラッキーいいですか、黒潮町ついてるといふか、これまでの災害ですね。

そう言うところちょっと語弊あるかもしれませんが、他県ではすごい豪雨で大きな被害を受けたりとかいうことはあるんですが、これまで災害にもあまり自分も聞いたことなかったもので、大きなその山の崩落とかいうことはなかったとは思っておるんですが。

いかんせん、その木も大きくなってまして、そういう意味では手を掛けないことには災害、いつ起こるか分からんわけで。そういった意味でも、やっぱり山は大事にしていかななくてはならないと思っておりますので、何度も何どもになりますけど、ぜひ山にかかわっていただきたいと思います。お願いします。

3番を終わります。

カッコ4に入ります。

議長（小松孝年君）

3番は、さっきの答えがあったんで飛ばしますか。

3番（浅野修一君）

もう同じような、求める答えというかございましたんで。広葉樹の山のこともおっしゃっていただきましたんで、3番は飛ばしたいと思います。

カッコ4の方に入ります。

河川、海の水質検査の実態を把握しているか。検査してれば、直近はいつかについてお聞きします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の4、河川、海の水質検査の実態を把握しているか。検査していれば直近はいつか、のご質問にお答えします。

水質検査につきましては、役場庁舎内の各部署において、担当係が主たる目的ごとに調査を実施している状況でございます。

一例を挙げますと、町内の河川につきましては、二級河川蛸瀬川水系において、本年度より年間4回の採水調査を住民課環境係にて実施の予定です。

また、二級河川蜷川において、農業集落排水施設の施設水質管理として、年間12回の採水調査を実施しております。

海水の関係につきましては、入野漁港内において、漁業畜養水面の環境基準調査と致しまして、平成25年度に1回、平成28年度に1回、それぞれ実施しており、直近の採水調査を本年5月24日に、入野漁港内で実施済みとなっております。

これが直近の調査であり、この調査結果は6月末には提出される予定となっております。

また、先ほど述べました採水の調査結果につきましては、全て環境基準値内ということを知っております。

しかしながら、各担当部署によって検査の項目には違いがあり、例えば、山林の荒廃を原因とする河川などの水質悪化や環境の悪化についての比較が可能となるようなデータ管理には現状なっておりません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

今年、直近5月にも行ったという。それも基準内で、問題なかったということですね。

水質、多分大丈夫だとは思いますが、自分ただ心配なのはその水質の検査方法といいですか。

簡単に言いますと理科のリトマス紙のような、赤くならなければ大丈夫みたいな程度の検査なのか。それとも、リンが幾ら、ほかのものが幾らと、そういった細かな数値まで示せるような検査なんですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

町内における一般的な水質検査では、水質検査の項目においてBODやCOD、浮遊物質質量などを主に計量しております。

先ほど議員がおっしゃられた項目等々につきましては、最低でも12項目以上の検査をしてるような形と聞いております。

また、海の部分につきましては、もっと詳細な調査結果を取るような形で進めております。

今回は正確な調査結果資料は持ち合わせておりませんが、例えば、濁りや汚濁などの異常がある場合は先ほどのような数値が変動し、結果として表れる状況があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

確認ですが、数値でその示されるというか、出てるということですか。

（海洋森林課長より返事あり）

はい、ありがとうございます。

それと、これも確認ですけど。

先ほど、海についても検査の方をしてるっていうふうなことですけど、これは海水浴場ですか。

お願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

先ほどの質問にありました場所につきましては、入野漁港の畜養水面を主にその目的としております。

検査項目の名前としましては水産用水基準、これに基づいた調査を行っておるところであります。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

これも確認ですが。

入野漁港のみ、毎年やってるってことですか。

（海洋森林課長より返事あり）

じゃあ、ほかの漁港は行ってないっていうことですね。それも、ちょっとどうかとも思ったりもするのですが。

やっぱり、佐賀漁港も大きな港であったりするわけで、そのへんもぜひ調べておって。毎年調べておれば、数値の変化、変動が出てくると思いますんで。経費ね、掛かるとは思いますけど、当初から言ってます山の変化いいですか、それっていうのはやっぱり海に出てくると思いますんで。とはいっても、家庭排水のこともありますんで一概には言えないことは自分も理解はしちょうわけですが。

いずれにしても、その水質の検査というのは毎年、ちゃんちゃんと時期を決めてやるべきであろうかと思えますんで。

もう少し、調査する漁港の数を増やすというふうなことにはなりませんか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

入野漁港の調査につきましては、基本的に町管理漁港としていわゆる蓄養水面、そういった養殖関係が行われている所の水質をメインに過去から調査を行っておりますので、一般的にはすみません、環境的な漁港の水質調査というわけではございません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

なるほど、そういうことですか。

養殖しておれば、やっぱり餌の問題とかいろんな問題が出てこようかと思えますんで、それも大事なことやと思いますが。

水質ってことになると、その養殖に限らずいろんな変化が表れる部分があると思えますんで、ぜひほかの、先ほど申し上げた佐賀漁港にしてもするべきではないかと思えますんで、ご検討の方をお願いしたいと思いま

すんで、よろしく申し上げます。

4 番の方をじゃあ終わりたいと思いますが、議長にお願いがございます。

カッコ3、飛ばしましたが、1点確認といいますが、皆さんにお示しする分、抜かっておりました。

戻ってよろしいでしょうか。

議長（小松孝年君）

この資料ですか。

（浅野議員から「はい」との発言あり）

基本的には戻られんですがですけど。

3 番（浅野修一君）

ですね。分かりました。

じゃあ、こちらに文言も出てますんで、皆さん、後でご確認いただけたらと思います。

申し訳ございません。

それでは、4番が終わりましてカッコ5の方に移りたいと思います。

カッコ5と致しまして、今後、森林環境譲与税をどのようにして利活用促進するのか、についてお伺い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の5、今後、森林環境税をどのようにして利活用促進するのか、のご質問にお答えします。

この制度の目的は、手入れがされていない未整備森林の整備を図り、山崩れなどの土砂災害の防止、水源涵養、木材生産、木材の活用など、多面的な機能を高めていき、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、林業経営者に集積、また集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が担うことで、森林の管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることを目的とした制度であり、平成31年4月1日から施行をされております。

この施行により、令和元年度から森林環境譲与税を利用して、山林の地籍調査が未実施で高齢化率の高い佐賀地域の一部において、土地所有者と境界確定、またアンケート調査の作業を継続して行っております。

また、各林道の整備や、入野松原にも当該環境譲与税にて整備を進めるとともに、それぞれの松原の再生を図ってまいりました。

本年度におきましても、引き続き市野瀬地区の境界確認と整備の意向調査、ならびに施業の計画作成を実施すべく作業を進めております。

森林環境譲与税の当町への配分につきましては、令和元年度の約1,100万円を初年度として、本年度は倍増の約2,200万円、以後、令和4年度以降は約3,600万円が今後見込んでいるところであります。

入野松原をはじめ、町内の荒廃した森林の整備のための調査ならびに計画の作成や山林施業に対して、この森林環境譲与税を活用していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

課長、ちょっと教えていただきたいですが。



市野瀬の方の境界の測っておられるようですが、これは進捗（しんちよく）状況いいですかどのぐらい進んでいますか。

大まかで結構ですが、分かれば。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは浅野議員の再質問にお答えします。

市野瀬地区の進捗（しんちよく）につきましては、現在ちょっと細かなデータは持ってないですが、およそ2割程度から3割程度というふうに判断しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

細かな点まではちょっとね、あれかとも思いますが、分かりました。

それで、入野松原の大事な財産でございますんで、ぜひそこはしっかりと守っていただきたいと思います。

それですね、今いろいろと今までやってこられたことをお聞きしたわけですが、まだまだ山の整備の方では届いてないのが現状だと思います。これの森林環境譲与税というのはやっぱ山、とにかく国土強靱化を目指したものの制度ではないかなと自分はそう思ってるわけですので、ぜひそういう意味で、境がちゃんとせんことには山をつつけないということもあろうかと思えます。

まず、もう現状から言いますと、その境を早く、立会も要ろうかと思えますけど早く済ましていただいですね、山の再生であったりそういった部分に手を着けられるような体制に持って行っていただきたいと思えます。

ここに黒潮町森林整備計画というのを引っ張り出してあれしちょうがですけど、これ見てもですね、今、課長先ほど言っていたわけですがいろんな項目いいですかあれがあたりして、森林の保健機能の増進に関する事項とかっていう部分見ますとですね、保健機能森林の区域、保健機能森林の区域の中に森林の所在っていうふうな、所在とその面積みたいな所の項目があたりするわけですが、その部分にもまだ、今のところは該当なしというふうな記載がされておったりですね。

その他、造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項っていうふうな所で、造林、保育、伐採、その他および施業の方法。表みたいになっているんですが、施業の区分、該当なしというふうなことで、ほんとまだまだ手が着けられてないなというふうにしかならないような状態やと思えます。

先ほども申し上げましたように、なかなか境界がちゃんとせんことには聞けないというふうなこともあろうかと思えますけど、ただ、それは私有地の分を今やりようがですね。町内には町有林も数多くあろうと思えます。町有林の分は町のもんですので、つくることができるのではないかと思うんですが。

町有林についてですね、どのように今後取り扱いをするのかというふうな。これ、今西課長の部分でのお話を越えた部分でもあろうかと思えますけど。

町長、構わなければその点ですね、山に対する町長の思いであるとか、その町有林の今後の見通しであるとか、そういった見解ございましたらぜひお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、浅野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

町有林の取り扱い、および黒潮町の山の今後の政策についてのご質問だと思いますけれど、全体的に、高知県は84パーセント、黒潮町は約80パーセント山があるわけですが、それに対する黒潮町の政策というのはまだまだ十分に検討されていないというのが私の認識でございまして、これから森林組合と特に協議しながら、本格的な山の活用の仕方を検討しなければいけないと、まず思っております。

その中でまた、町有林の取り扱いについても併せて検討していくという、基本的な計画を作っていかなければならないと思っています。

当然、森林環境譲与税についてもどういうふうにするか、その中で併せて検討が必要と思っております。

特に最近、これからは環境面の存在が非常に注目されておりますので、そういう視点でもしっかりと、その林業に対する政策を組んでいかなければならないと思っております。

山で働いてる方、結構、森林組合の方を聞いてみますと、若い方が小さいグループで施業に何グループか入っているようですので、そういう意味から若い人の職場としてもですね、もう少ししっかりした政策と組み込んだことを今後やっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

突然振ってしまいましたけど、申し訳ありません。すごい心強いお言葉いただきましたが。

やっぱり後継者いますか、若者の力っていうの大事やと思います。それが無いことには続いていきませんのでね。そういう意味では、やっぱり若者に任しきりというふうなことにもならないと思いますんで、町の助力というか補助があってこそいろんな場面で進んでいくことがあろうかと思っております。

それと、今、環境のことについても町長の方は言ってくれたわけですが。やっぱり環境保全であったり、山、山ってばかり言いますが山を大事にせんことには、自分は何ともならんと思っておりますので言いますが。やっぱりそういったことを継続していくことが、町の存続、繁栄にすごい寄与してくると自分は思っております。

そういった意味でも、先ほど言った町有林の、やっぱり境はちゃんとせんといかんと思っておりますので。町有林の方も境の方をちゃんとできれば、また伐採、植林なんかできろうかと思っておりますんでね、そういった方向へもぜひ進んでいただいて。そうすることで、山、当初から言ってますそのスギ、ヒノキには実がなりませんし、有害鳥獣ですか、イノシシとかシカとかサル、その他の鳥にしてもそうです。そういったものが生き延びれないわけですので、できればその町有林のスギ、ヒノキの部分についてはそこへ、いろんな山の育て方があるとお聞きしてます。言葉が出てきませんが、50メートル角とか100メートル角の所を伐採して、そこに先ほど言っていたクヌギとかドングリとかクリとか鳥獣の餌となるものを植えてですね、そこで動物に過ごしてもらって言ったらかわいいですけど生きてもらうというふうなことを続けておられる団体なんか、この四国のメンバーの中で。そういう方法で、一気に大きな山を変えるっていうふうなことではなくて、そういった100メートル角、その半分50メートル角というふうな部分で伐採、植林をするっていうふうな方法もあるということをお聞きしましたんで。ぜひですね、そういったことも取り入れながらすることで、恋人の海もきれいになるというふうなことにもなろうかと思っておりますんでね。

それと、農作物の被害とかも少しは減ったりもするんじゃないかと。いわば一石二鳥も、三鳥も、四鳥もみたいなことになるんじゃないかと、甘い考えを自分は持っております。

そういった小さなことで、誰か言っていましたね、小さなことでもこつこつと。というふうなことで、やっていけば何かしら変わってくる部分はあると思いますんで、この山についてはぜひ、もう少しと言わず、すごく力を入れていただきたい。それが黒潮町の未来、将来のために必ず自分はなるといいますんで、その点ぜひお願いしまして、この2番の質問の方を終わりたいと思います。

最後の3番目の質問ですが、無電柱化、電柱のないことですね。無電柱化についてでございます。

国は、おとし9月の台風15号による被害を受け、無電柱化について新たな計画を進めようとしておるようでございます。このことについてお聞きしたいと思いますが。

カッコ1と致しまして、国の無電柱化新計画を把握しているか。情報があれば当町として、どのような考えで、どう進めるかを聞くとしております。

ただこれ、ほんと今回質問挙げてもらって言うのも何ですが、申し訳ないと思っておるところもあります。何分にもこの件、国からほんとまだ出たばかりというか計画でありますんで時期尚早なことは十分分かっておるわけですが、その上の質問でございますが。

答弁の方、よろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは浅野議員の、無電柱化計画についてのご質問にお答え致します。

無電柱化推進計画は、平成28年12月、無電柱化の推進に関する法律が施行され、同法第7条の規定により、令和3年5月25日に新たに同推進計画が国の方で定められています。

無電柱化は、災害時に電柱が倒れて道路をふさぐことを防ぐ防災の観点や、電柱や電線が、景観を損なわないようにする景観の観点から重要であると認識しております。

高知県内におきましては、現在、整備中も含め整備延長は40キロメートル余りとなっており、整備している自治体は、高知市、梶原町、宿毛市とお聞きしています。

黒潮町の現状と致しましては、具体的な計画を立てる状況には至っておりません。

今後においては、国土交通省、高知県とも連携しながら、情報の共有を図ってまいります。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

すみません、勉強不足で。

自分は宿毛市のことちょっと抜かってましたが、宿毛市もやってるんですね。どこかなっていうふうには思いますが。分かりました、今度見に行ってみます。

この無電柱化ですが、これは国の方も、要は災害対策でのことだと思っておりますが。やっぱり電柱があれば当然、強風で倒れたりとかある地震で倒れたりとか、そういったことで避難路、避難道をふさいでしまっ、あるいは人に当たってけがをすとか、そういった危険性をはらんだものなので、それをなくしましょうというふうなことだと思っておりますが。

梶原も、早くからこれに取り組んでやっておったということで、ほんと以前、議会で行ったときも電柱がないねっていうふうなことで、何かこう違う世界に来たような、何かこう変な感覚を持った記憶がちらっとあるわけですが。

やっぱり当町はですね、現松本町長が情報防災の先頭に立って南海トラフ地震対策に力を注いでおられたこ

ともあり、本町は34.4メートルっていうふうなとてつもない津波高を突き付けられた町でございまして。そういったところからもですね、津波とかの部分、その前の大地震の部分でもそうですが、やっぱり無電柱化にすればそういった危険性なくなると思いますんで。

このこともですね、国の方の抽出いか選出基準の方は自分も存じませんが、ある程度人口の多い都市部から進んでいったりすることもあるかとも思うのですが。先ほど言った、その34.4メートルというふうなことを最初に国の方から示された当町としては、いわば負の遺産といいますか、ちょっと後ろ向きの数字を頂いておるわけで。頂いているっていうのはちょっと語弊あります。ほんと突き付けられたわけですから。

そういった経緯もありますんで、ぜひこの無電柱化について、国、あるいは県にもそうかと思いますが、力強い、町としてそういった大変な時期を過ごしたんだよというふうな部分も強く発信してですね、早期の無電柱化というふうなことを認めていただけるような方策を取っていただきたいと思いますが。

金子課長、その点についてどんな心意気というか、取り組みの気持ちをお持ちか、聞かせてもらえますか。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答え致します。

今、議員が言われたように心意気、どういうように持ってるかということでございますけれども。

まずは、先ほど話したように防災の観点から、当町ではインフラ事業なんかも、いろいろ道路改良事業等、橋の関係等、当課でも進めているようなところですよ。

そして、今回の議会でもご質問いただいた庁舎東側の宅地造成計画等も、防災関係から見て進めているような状況でございます。

まずは、今対応している、進めている事業を、住民の皆さまが安心して安全で生活できるようなところで進めていくことが、まず大事だと考えております。

しばらくはこの事業の進み具合も見させていただきながら、見るというか、情報を得ながらでの対応というところで考えております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3番（浅野修一君）

金子課長もほんと、まちづくりということで範囲が広いといいますか、そういった受け持ちの部分があると思いますんで大変かと思いますが。

先ほども申し上げました、やっぱりこの無電柱化ということはすごい当町にとっても有意義なというか、防災についても特に有効な手段になろうかと思っておりますんで、抜かりなくというか忘れず、いろんな情報収集であったり取り組みをお願いしたいと思います。

時間もありますので。

徳廣課長、この防災について、無電柱化というふうなことをお聞きしたことはあろうかと思っております。

どういった受け止めをされているか、少しでいいのでお聞きします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

金子まちづくり課長が言われたように、国の制度は始まったばかりでございます。

ただ、おっしゃられるようにこの無電柱化というのは、災害時における倒壊をしたときの道路の閉塞とか、そういったことにもものすごく大きなものだと思います。

ただ、電気通信事業者との調整等もあり、今後どのように進めていくかといったこともまだ全然分かってないような状況ですので、そういった推移も見守りながら考えていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

突然の指名で申し訳ありませんけど、防災に関するすごくかかわることやと思っておりますので、徳廣課長もこの無電柱化について金子課長とともに、ぜひいろんな情報収集であるとか、そういったことにもお力をいただきたいと思っております。

お二人に聞いた以上は町長に聞かないわけにはいかないというふうに思いますので、町長の見解をお聞きして終わりにしたいと思っております。

よろしくお願ひします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは浅野議員の無電柱化のご質問にお答えしていきたいと思っております。

まず、国の計画ができたばかりということでございますけれど、この法律の内容とか計画を見てみると、34メートルの町だから非常にいいお金が来るとかいう制度じゃないんですね。費用は整備主体の負担でやらなければいけないというふうなことでございまして。

そういうこともありますので、なかなか町独自でおいそれと、財政上の中で優先順位的になかなか事業計画立てにくい状況でございます。

ただ、町内には緊急輸送道路ですね、いわゆる国道。これは災害があったときに緊急輸送道路になりますので、こちら、管理は国の方の管理になります。こういうところを無電柱化に向けて積極的にやっていただくよう国の方には今後働き掛け、そして段階的に、また町は町の責務でやるべきところを抽出しながらですね、計画を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

3 番（浅野修一君）

町長もお忙しくていろいろ大変かと思っておりますが、ほんとの無電柱化にすればですね、先ほどから繰り返しになりますけどほんと有意義なこと、有効なことが多々あるかと思っておりますので、ぜひこのことから離れることなく、付かず離れずではありませんが進めていけるような状態になればどんどん進めていただいて。

また、国の方も、方向転換やないですけど補助も出しますよというふうなことに、甘いですけどなろうかとも思っております。そのためには、やっぱ手を挙げておかないと駄目かなと。町の補助とかにしてもそうですが、言っていかなければ出ないんですね。補助金あげますよって配っていくものではないと思っております。

そういった意味も含めてぜひ、当町は困ってるから、ぜひ国の方は頼みますと。助けてくださいというふうなことで、当町がより良くなるような構成を皆さんで、各課を飛び越えたような連携した取り組みを何事にお

いてもお願い致しまして、私の質問の方を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、14時35分まで休憩します。

休 憩 14時 20分

再 開 14時 35分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、山崎正男君。

9番（山崎正男君）

本日も一番最後になりましたけれど、もうしばらく皆さんのお力を借りながら私の一般質問が無事終わるまで、どうか適切な対応をよろしくお願いします。

それでは、私今回は、災害対策について、それから漁業対策について、コロナ対策について、それと高台移転についてという4点でお伺い致します。

私は今回はですね、少し自分で考えておりました、今まで各議員とも同じでありますけれど、その我々が気付いたところを質問したりしてまいりました。今回は少し自分の考えが間違えじゃないかと思ひまして、執行部の方々が普段どのように考えて、どのようにしたいか。どういうところでジレンマがあるのか。そういうところを中心に考えていただいてご答弁いただけたらありがたいなと思ひて、そういう方向で質問させていただきます。

では、第1番、災害対策について。

6月に入り、今年も豪雨や洪水、山崩れなど、心配な時期がやってきましたが、町民要望の危険な場所も踏まえて考えると、災害対策は町が率先して計画を立て、実行し、進めていくことが大事ではないかと考えます。

毎年、目の前で危険個所を抱える地域で暮らす住民は、年ごとに心配を募らせていると思ひています。行政は、地域住民の要望をどのように解消していくのか、どのような方策を考えているのか、主導権を持つ町の考えをお聞きします。

町が認識している優先すべき防災カ所と、今後の実行計画をお聞き致します。

1番目に、山崩れ対策はどうかという意見であります。町内、我々は山崩れ、河川、海岸、それから県の連携とかいうことでは挙げておりますけれど、我々の町を一番安全、安心に住民に暮らしていただけるような災害対策は、予防はどうあるべきか。こういうことを踏まえて、町が考えていることをお聞きしたいと思ひます。

それでは、山崩れ対策はどうかということについて、よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは山崎議員の、山崩れ対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

風水害による土砂災害につきましても、土砂災害の恐れのある区域について高知県が、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域を調査し指定することとなっており、町内での基礎調査が完了し、調査に基づいた指定が進んでいるところでございます。

今後、指定がされていく土砂災害特別警戒区域に対しては、県の補助事業として、区域内の危険住宅を土砂

災害に対して安全な構造とするための費用の一部を補助するものとして住宅等土砂災害対策促進事業や、移転を行う費用の一部を補助するものとしましてがけ地近接等危険住宅移転事業等がございます。

しかしながら、町の要綱が制定されていないため活用ができない状況でございます。このような現状から、本町でも事業を活用できるよう、今年度中に要綱を制定するよう事務処理を進めているところでございます。

また、ソフト対策として、居住されている場所の土砂災害のリスクを知り、適切な避難等ができることが大切なことから、現在、町内で実施しています土砂災害ワークショップ等により警戒区域を地図で示しながら、また、それぞれの住民の皆さまの知見による危険箇所も共有しながら、自主避難計画を作成し土砂災害に備える取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

いろんな面で土砂災害計画というようなものを考えておられますけれど。

私の根本にある、最初に言うたとおりですね、町が、黒潮町の中でどのような場所に災害の危険がある。まあ土砂崩れ、山崩れの危険があるということ把握されちやうと思いがですけれど、で、ここ5年内にここまでやる、10年までにここまでやる、というようなまちづくりの構想を踏まえてお聞きしたいと思いつたがですけれど。そういう観点で、まあ今の今年、現状です。現状では、今ここまで町が思い切ってやるべく施策を考えていたけれど、今、現状ではここまでしかできてないと。今後、まだ3割もある、7割もあるというようなことなのかどうか。そこらあたりも踏まえてお聞きしたかったがです。

要は、我々の町が住民のために住民の税金使ってやってるものですので、町民に対してそういうことを踏まえて今のまちづくりは、私の構想では、7割方もうできましたよというのか、まだ3割しかそういう手だてができてませんよというのかをお聞き致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

その土砂災害等に関しましては、先ほど言いましたように予防としては国、県の補助を受けて対応していくこととなりますけれども、現状でいくと予算等、そういったことで実際やるべきところというところが、なかなか進んでいない状況にはあるかと思えます。

ただ、そうしたことはこれから順次、国、県の方にも要望して、重要箇所についてはこれまでもしていましたが、要望していくということになると思えます。

ただ、言いましたように今現在、町の中でどこが危険かといった所へ土砂災害警戒区域として高知県内進めています、黒潮町ではほぼ、警戒区域に関してはもう指定がされている状況です。

その中で、現在、危険であるといった箇所について住民の方に知っていただくということで、土砂災害ワークショップを実施しております。事が起こって、そのときにまず騒動を避けるということ町民に考えていただきたいということで、それを現在進めておりまして、今年度も黒潮町内で4カ所。佐賀2カ所、大方地区で2カ所。その土砂災害ワークショップを進めているところです。

大方地区でいくと蜷川地区。また灘から上川口まで、それをそれぞれ地区として2地区。また、佐賀地区においては、熊野浦を一地区、また白浜を一地区としてやっておりまして、これを進めていくように順次やって

いくところですよ。

また、継続して来年度もこの事業は進めていって、来年度また、少しコロナの状況もありますので進捗（しんちよく）が滞る可能性もありますので、来年度、再来年度に向けて、全地区についてこのワークショップを進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

担当課の方では、順次そういう計画で進めておるし、それから町内においてもこことここが危険だということとは認識されておりますので。

取りあえず皆さん順番に、この山崩れ、河川対策、海岸、それから国、県というようなことで、お聞き致します。その上でですね、黒潮町のまちづくりをどのように、まあ防災の観点から現状の町長の考えですね。また、この面もだいたい力を入れないかねという認識であるのかどうかを、またお聞きします。

それでは、2 番の河川対策はどうかということでございます。

河川についても、我々の町には河川が何本もありまして、毎年洪水も起きます。そんな中でですね、いろんな地区要望の中にも挙がってきておりますけれど、この河川の問題は一步外れてしまうと、崩れてしまうと町民全体の生活レベルを低下させますので、そういうことを踏まえてですね、今後、町はこの河川の補強をこうする。それから、蛸瀬をどうする、佐賀の伊与木川をどうする。

いろんな河川や谷がありますので、まだまだ足らんとこがいっぱいあると思いますけれど、そういうことを踏まえて、今の現状の認識をお話したいと思っております。

よろしくお願ひします。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、カッコ 2 の河川対策についてお答えを致します。

例年、この梅雨期および台風期において、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測をされ、河川の急な増水、氾濫により、多数の人的被害および住家被害が発生をしているところでございます。

近年は、気候変動の影響により短時間で集中的な豪雨が頻発しており、特に今年は梅雨入りが早かったため、河川などの氾濫の恐れのある危険個所の巡視、点検の徹底を図るとともに、従来危険性を把握していなかった区域も併せて、再度、安全性を点検するなど、適切な措置を講じなければならないと考えています。

河川対策に係る住民の皆さんからの要望につきましては、例年、河川の堆積土砂等の取り除きについて、町内の各地区から多くのご要望が挙がっている状況でございます。

県管理河川につきましては、例年、高知県幡多土木事務所に対し各地区からの要望書を提出し、堆積土砂の取り除きについては、優先順位の検討後、対応をいただいているところでございます。

高知県では、令和 2 年度より総務省の緊急浚渫推進事業債を活用し、県内の緊急的な河川等のしゅんせつを実施しておりまして、昨年度におきましては、蛸瀬川や伊与木川等 10 河川において、事業費 2 億 4,626 万 8,000 円。掘削土量にして 3 万 7,500 立方メートルを撤去していただいております。本年度も、伊与木川ほか 8 河川において、河床掘削を予定しているとお聞きをしているところでございます。

河川の堆積土砂の取り除きにつきましては、多額の費用が必要となりますが、堆積土砂により水の流れが阻



害をされ、豪雨に伴い河川水位が上昇しますと流下能力が低下をし、水害により農地や道路、および家屋等の浸水が懸念されることから、引き続き強く要望を行い、人命と財産を水害から守り、住民の皆さんの安全、安心を確保するよう取り組んでまいります。

なお、河川災害が発生した場合は、災害復旧事業の採択基準に基づき、災害査定に向け速やかな対応に努めてまいります。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

いろんな場面で担当課の方でも、その河川に対するの問題、たくさん数がありますので、これを一つずつ解決するのも大変やと思います。

私はその町民の皆さんにですね、毎年少なくとも1回ぐらいは、今、町のどこがまだ不備があるというようなことを表に出してやった方が、町民も見えてくるんじゃないかなと。

それから、今年は何千万掛けて、何億掛けて、ここここ、こういう工事をしましたということを常に、時あるごとに町民と連携取って、まあ区長会もしかり、そういうことをアピールしていった方がいいと思っております。

我々の町を我々がつくるのですから、立派なまちづくりになるように、そのために皆さん努力されております。大いにそれは、皆さんに感謝をしながらも進めていただきたいというところであります。

まあ、こういう山崩れ、河川、その次に来るのは何か。自然災害ですのでなかなか難しい。

それでは次に、海岸や護岸対策についてお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員の、海岸や護岸対策はどうかのご質問にお答えします。

町内での災害対策において、本年度に整備を予定している主な港湾海岸施設ならびに漁港の施設につきましては、主に高知県の実施する事業が整備の個所となっております。

港湾事業としましては、昨年度に災害復旧事業において個所が採択をされました、鹿島防波堤Ⅱおよび厳島防波堤Ⅱの2カ所の大規模な工事が予定をされております。

鹿島防波堤復旧工事および厳島防波堤復旧工事につきましては、その復旧延長は85メートルと110メートルであり、それぞれ消波ブロックを製作し、その据え付けを行うこととしており、査定の決定金額は工事費の概算でおよそ合計6億円を超えております。

なお、工程につきましては、本年度の夏ごろをめぐりに着工を行い、令和4年度の完成を予定していると、現在、聞き及んでおります。

海岸事業と致しましては、有井川地区の整備要望個所でありました海岸防潮堤の改良工事が高知県により実施の予定となっております。

引き続き、町管理漁港や海岸施設全般も含めまして災害が未然に防ぐことができるよう、地元関係者の意見を積極的に汲み上げて、管理していく施設の整備を進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

海岸とか護岸もですね、毎年波が押し寄せて、毎年それなりの被害が出て大変なことでございます。

今、例年やる仕事は繰り返しあるわけですのでこれを、もちろん繰り返さなければならぬ仕事も多々あります。毎年毎年同じようなことであるけれど、繰り返さないと町民が安心して暮らせないというような仕事はかなりありますけど。

そのほかにですね、この山、川から運ばれてきた土砂が港湾と海とかに流れてくるわけですけど、このしゅんせつなんかはどういうような段取りでやっていますか。

議長 (小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

しゅんせつの件につきましては、町の方としましては、平成 25 年度に入野漁港の航路についてしゅんせつ工事の方を行っております。鈴地区の鈴漁港の方におきましても、令和元年度に一部、しゅんせつの工事の方を実施しております。

伊与木川の部分から流れてくる土砂の佐賀港のしゅんせつにつきましては、県の方の維持管理にて、およそ 2、3 年に 1 回、航路のしゅんせつ等は維持管理で行われるというふう聞いております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

ありがとうございます。

この浜辺というのは毎年、その浮遊物とか、それから山から流れてくる木材、竹。いろんなものがまあ流れついてくるわけですけど、これらについても毎年町が予算組んでしっかりと取り除いているということであろうと思いますけれど。

これは繰り返し、繰り返しになりますけど、必ず町が入って始末つけますと。台風のたんびに始末つけますということは、ここで断定できますかね。やるというようなことは。

議長 (小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (今西和彦君)

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

海洋森林の方で管理をしております、例えば漁協の場合に、台風時においてかなりの流木とか、あるいはあぐた、そういったものが流れてきている現状は毎年、少なくとも 2 回ぐらいはあることであります。

漁港によっては、当然地元関係者の協力を得まして一緒に行っている所もありますし、また、漁民の方が率先して除けていただいている状況もあります。

ただ、当然管理者としては、黒潮町ですのでそういった形は維持管理の予算の中で随時対応していると考えております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

続いて4番ですが、国、県の連携と強化策はどうかと。

どうしてもですね、我々は町の中で防火を考えを深めるにはですね、国と県が一緒になって協力してもらえないとできないことが多いと思います。この国、県の連携で災害を考えていくという場合、まあケースバイケースもあるかも分かりませんが、国、県との連携をこれからも強めていくのか。

それとも、こういう部分については特に力を入れていきたい、というような考えがあれば教えてください。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

それでは山崎議員の、国、県の連携、強化策についてのご質問にお答えしたいと思います。

それぞれの部局で、災害に備えるために管轄する事業によって、国、県とは連携強化を努めているところがございます。防災部局におきましても、高知県危機管理部や幡多地域本部等と課題や取り組みの共有を図りながら対策を進めております。

また、県内の協議会におきましても、県が事務局となって組織する豪雨に強い地域づくり推進会議により、近年の災害や気候変動に対応するため、関係者が連携し減災のための目標を共有し、災害に備える地域づくりを推進しているところでございます。

高知県、幡多管内の市町村長、国土交通省、気象台を推進会議の構成員としまして、リスクの情報や課題等の状況共有を図り、ハード、ソフトの両面から減災対策を強化するよう連携し取り組んでいるところでございます。

国との連携では、国土交通省四国地方整備局が災害に強いまちづくりに向け、四国内の地方公共団体の取り組みをサポートする観点から開催しています災害に強いまちづくり検討会にも、高知県内5つの市町の一つとして黒潮町は構成されています。国土交通省、学識経験者、県、市町と協働で開催するこの会議の中でも、国の制度に対する要望、災害対策の支援等について協議、検討し連携を強めています。

また、毎年実施しています黒潮町総合防災訓練におきましても、高知県幡多地域本部、黒潮消防署、中村警察署、自衛隊等の関係機関に訓練実施前の実行委員会から参加していただき、災害時における初動対応についてそれぞれの状況を確認しながら連携強化を図るよう、訓練を実施しているところでございます。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

国と県の力を借りなければやれないところは十二分に力を借りてですね、ぜひ、これからも進めてもらいたいと思います。

例えば、早咲のあの川は何いう川か知りませんが、この間、パン屋さんの近くを通りよって見た川の色が、どう言いますか黄緑色というかそういう色で、あそこは川の流れというよりはたまり場というような感じに見たことでしたが。これは、あの沖からの砂の土砂が川の流れを止めているのか、それかこう配がないのか、というようなことも見えてまいります。

我々はまちづくりの中で、自分たちがあそこを通って気が付いたら、ああ、ここもやってみようというふうな、計画の中に入れていこうと。それから、これは国、県にもこれは仰がないかんねというようなことであれば、そういうこともひとつ考えていっていただきたいなと思いますので、幅広い視野を持ってこの町をつくっ

ていこう、防災対策を考えていこう、というふうにさせていただきたいわけですけど。

この川の流れのないようなところは、どう考えてますか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回の山崎議員のご質問の中でも、建設課、また海洋森林課が答弁させていただいたと思います。

防災の取り組みの中でも、そうした町内の中でも課の連携がないと進めていけない部分が多くあります。そうしたところを含めて、課内でも情報共有しながら、必要である部分に関しては今後も国、県等に要望していきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

それでは1番の災害対策については終わりますが、ぜひですね今後とも、我々のまちづくりは我々でやろうという気持ちで、細かいところ目についたことがあれば即課題の中に入れてですね、町のこのデータの中に入れておいてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、2番の漁業対策についてでございます。

執行部は漁業関係者の意思をよく知ることが大事だと考える。漁業者の悩みを聞くには対話が必要であると考えます。

カッコの1番ですが、港の静穏度、港の補強、設備など、行政でできることは主体的に漁民と対話をし対応すべきではないか、という意見でございます。

私が考えるには、漁業関係者もだんだんと高齢化になり人数も減っていったような状況に感じておりますので、ぜひですね、本当のこの漁業者の悩み、これを聞いていただきたい。で、それぞれ種別も漁法も違いますので、グループもいろいろ変わります。

で、それぞれのグループの方が悩みを話し合いながら日々生活されていると思いますので、漁協もちろん、それから漁民も集めて、これからの漁業をどうしたら良くなるだろうかというような前向きな観点で行政が入り込んで、ぜひ、ここは補助が要るね、ここは給付が要るね。それから、ここは漁民の力も借らないかね、というようなところをですね、詰めて話していただきたいわけですけど。私は今の県か国、まあ町、それから漁業、漁業界の状況を見るというですね、やっぱり、聞くべきことを聞いて対応せなあ、事が始まらないというふうに感じます。

ぜひですね、その今のような対応をしていただきたいわけですけど、どうですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員の、港静穏度、港の補強、設備への対応についてのご質問にお答えします。

先ほどの聞き取りの関係ですが、町管理の漁港につきましては、担当係が月2回以上、現地での目視点検を行い、それぞれ施設の不具合等を確認し、現地確認時において可能な限り漁業関係者との対話などを行い、全般の聞き取りを行っております。加えて、町管理漁港の場合、高知県漁協各支所長、およびそれぞれの地区委員より要望を聞き取り、施設の整備を進めております。

高知県の管理漁港につきましても、同様に各漁協の単位で支所長ならびに理事会を通じて、それぞれ関係者協議を行い、漁港港湾施設の整備要望を反映させていると聞き及んでおります。

県管理漁港であります佐賀漁港における静穏度の調査などにつきましては、施設管理者の高知県が平成 24 年度に静穏度および対策工法の検討を行い、漁協と関係者併せて協議の上、平成 25 年度から平成 29 年度に護岸前面への消波工の設置、ならびに直立消波護岸に改良を行い、静穏度の対策工事を実施してまいりました。

佐賀漁港全体における施設の補強につきましても、平成 21 年度より全体の機能保全計画を高知県が策定し、計画に基づき毎年実施しているとのことです。

引き続き、地元関係者の意見を吸い上げた形で、施設別、個別の計画の立案を行い、十分な協議の上で今後とも適切な施設管理を進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

現状でもいろいろと担当課が出て、それなりに漁業者と話し合いされているとは思いますが、要は目的。この港の静穏とか補強とか設備の不足とかいうものは、町が見て、こういう所をもっと強度化しよう。強くしよう、それから安心できるようにしようという目的をどこへ持ってるかによって随分変わってくると思うがです。

で、その静穏度なんかについても昔から言われよう。それから台風のとんびに、今言うブロック消波工が流れてしまうということかいうようなことはよく、毎年のように行われております。しかし、この佐賀の港だけ言ってもいけませんけど入野も、それから田野浦もあります。それぞれの港について、感知しながらやっていかなければなりません。

で、その目的のどういう形にしたら港が良くなるかいうことはぜひ研究してですね、県とも、もちろん国とも。プロがおるわけですので、港のプロがそれぞれおると思いますので、そういう協議まで進めていって佐賀の港を良くしようねと、入野の港を良くしようねというような形で、目的を高めていただきたいと思います。そうせんと、今年ちょっとここをやった、それで静穏がちょっと良くなったと。そんなことじゃないと思いますので、ぜひ目的を考えるときに漁民としっかりと声を合わせてですね、こうあってほしい、こうあってほしいというところを吸収して、計画を立てていただきたいと思いますが。

もう一度、お願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

町の方は施設の方を今後どう維持、管理していくか。また、そういった悪い点をどう直していくかということについてですが、近年、確かに台風なんか大型化して、波浪の状況なんかかなり大きくなってきております。

昨年度から、ドローンを使った低地での観測の写真を撮ってですね、実際に消波ブロックがどういった形で動いているとか、どういった被害があったのかっていうことを年に 2 回行うような形で、予算の計上を行っております。

日常、そういった施設の現状把握を行い、また地元関係者の要望を聞き取って、特に地元漁協、どうしても

災害以外は負担金が掛かってくる関係もありまして、そこの同意も十分に得ながら、今後整備を行っていかうと考えております。

議員がおっしゃられるように、今後、とにかく積極的に現場に出向いて、現場の状況を把握して、地元漁協関係者と率直に会話を行って、漁港の整備事業を今後進めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

それとですね、港というか、海岸沿いで漁業者が利用する設備なんかはですね、例えば、佐賀の市場のその水揚げをもっと簡単にするために、あれは何いうやつですか、レールのついたやつで水揚げするやつ。ああいうものをもっと増設するとか。それから、船を上げるときに、もっと漁民もだんだん高齢化になって力も無くなってくるので、安定した上げ方、船の。ドックバイの上げ方。そういうものとか、施設の設備をもうちょっと高度に研究してですね、少しでも漁民が楽にそういう対応が取れる。いい加減に、それぞれの修理代が、金が掛かる上にですね、なお設備が悪いとなると、労力もかなり大変なところがあります。そういうところ、細かいところはやはり漁民に聞かんと分からんところがあるがですね。

ぜひですね、そういう付帯設備も併せて、それからほかの港もですね、沿岸の塩害といいますか、コンクリート柱も全部さびてきて膨れてきたり、かなり弱っているところもあります。こういう所を見直してですね、ちゃんと現状を、どんなとこじゃいうことはデータに残して今後やっていくように、そういう方策も考えていただきたいと思います。

もう一度、お願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

議員のおっしゃられるように、施設の方は年々老朽化し、特に漁港施設におきましてはその規模も大規模であり、非常に予算的には今後高額な費用が要してくるとは考えております。

ただし、当然そういったところもかんがみながら、長期的な視野にも一定立ちつつ、どういった形が最も予算が少なく、また今後、施設として使いやすいかを地元と含め考えながら、また、地元漁協のとにかく負担金の方が、どうしても施設の方はおよそ2分の1掛かってきますので、ここを重視しながら、今後、整備の方を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

それではカッコの2番に移ります。

燃料の高騰、魚価の低迷等の中で、漁民の安心策として町はどうかかわり対応をしていくのか。考えをお聞きします。

今の現状、コロナ禍の中で、燃料も高騰する、魚価も釣っても釣って安い。こういう状況の中で、漁師は沖へも行きたくないというような状況もあります。そうしたときに行政がどういうふうなかかわり合いを持って、

この魚価の低迷のとき、豊漁で低迷もあります。

こういう場合も、漁民の市場対策とか、それからお金で解決するなら、お金で補助出せばいいわけですけど、そうじゃなくて、継続性のある漁協の漁民の在り方、魚価の在り方。これはですね、漁業者だけでなく仲買人、それらも踏まえて、それへ行政も入って、市場対策も含めてやらんと、なかなか今の状況じゃあ漁協がつぶれていくというようなことになりかねません。

漁民が明日の生活ができなくなる可能性がありますので、ぜひこれは早急にですね、こういう問題は中に入っていてって考えながらいかないと。この港、港のある高知県でございますので、それぞれが低迷してきたときに、我々は魚が食えなくなる。そういう状況がございますので、こんなことではいかん。じゃあどうするかということをご検討いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員の、漁民の安心策としての町の対応についてのご質問にお答えします。

近年の燃油の高騰、および新型コロナウイルス感染症拡大による消費の冷え込み等による魚価の低迷等、町内水産業が大変厳しい状況にあることは、認識しているところです。

これを受け、昨年度より町独自の緊急の支援策として、水揚げ手数料の7パーセントのうち2パーセントを補助し、地域漁業者の所得減少に対する緩和を図っているほか、水産業における国の持続化給付金等、給付の影響緩和策の活用を図っております。

現時点において、新聞報道などにもありましたように高知県沖のカツオの漁獲は豊漁ですが、県内のカツオの市場価格が暴落し、引き続き大変厳しい状況となっております。

町としましては、漁業関係者の声を聞き、町内水揚げの動向や魚価の推移を注視し、地域水産業の経済状況を勘案した上で、今まで行ってきたスキーム、また、さらに必要な政策立案などについて、早急に検討をまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

ぜひ、課長の力をですね、これ以上十二分にも、100パーセントも200パーセントも出し切ってますね、今のこの漁民をおれは助けるんだという形で入っていただきたい。

それから、こういう話し合いは単なる一辺倒の話ではなくて、定期的に、年に3回やるとか4回やるとか、そういうことをぜひ心掛けてやっていただきたいと思います。そうすれば、漁民も、ああ、何月と何月、何月にはまた協議できるね、という余裕もできますので。

これはどうですか、年に何回かこれからは話し合いをしていくというようなことは、今ここで答弁できますかね。

どうぞ。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

回数につきましては少なくとも年間には、私の担当の方では2回以上は、地区委員会ならびに現地の大掛かりな聞き取りは現在も行っております。

ただ、議員のおっしゃられるように、例えば漁法とか魚種別に、それぞれの地別々にそういった聞き取りを行ってほしいとの旨もありますので、そこもやり方として変えていってですね、もっと細かく対応できるように検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

私、漁民の気持ちを吸い上げるには、災害のときによくありますワークショップ。ああいうような方法で、皆さんの意見がある目的の方向へ進んでいけるように、ぜひそういう方策も考えながらですね、やっていただいたらいいかなと思います。

それでは次へいきます。

3番ですが、水産業界や漁業者がこれ以上低迷しないようにするために町の積極的な考えや方策をお聞きます。

まあ、同じようなことを言っているわけですけど、観光なんかではよく、どこそこへ何とかショップを出して地元の産品を売るというような感覚がありますけれど、漁業界もぜひそういうような方策の中に入れてですね、その安い魚のときには、安いとこで多く売ると。

で、漁業者に一つでも二つでももうけができるというような、やっぱりこの関係プレーのできるような仕組み、これを作っていただきたいと思うのですが。

そのような、漁業者を助けるという言葉は良くないかも分かりませんが、漁業者は悩みを共にしてですね、町が盛り上がっていくというような状況をつくらないといけないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員の、水産業に対する町の考え方や方策の質問にお答えします。

議員の先ほどのご質問にもありましたが、町と致しましては、本年度に町内水産業低迷に対する安心策として水揚げ手数料などの補助等は実施をしてきているところです。

加えて、漁業者の方の所得向上を実現できるよう、引き続きイセエビの投石漁礁の整備やアカアマダイ種苗放流等の資源増大への取り組み、また、新漁法の導入や漁場の開拓など、漁業者の新たな取り組みによる所得獲得への支援を行い、少しでも水揚げ量が増え漁業者の所得向上が実現できるよう進めております。

また、将来にわたり町内の水産業が持続できるように、沿岸漁業やカツオ一本釣りにおいて高知県の新規漁業就業者支援事業や町施策におけるカツオ一本釣り新規雇用者就業支援事業により、新たな漁業就業者の確保を図っているところでございます。

引き続きこれら施策を着実に実施していくとともに、所得の向上を実現し町内水産業の持続的な発展を実現できますよう、引き続き効果的な対策について検討を行ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。



9 番 (山崎正男君)

一生懸命、対応していただけるということであろうと思いますが。

町長、どうですか、その水産業界もですね、何いうかね、その観光関係と同様にですね、町長が力入れて。なぜこんなこと聞かかというとですね、漁業界の単価はですね、どうしても仲買さんの単価で決まってくるように感じるわけですよ。ほんで、漁業者が油代を1万も2万も使って沖へ行って釣ってくる。釣ってきて、何十円の単価になるというようなことじゃあ、釣っても釣っても赤字になるというケースがありますので、もう経済的な観点から潤うような方向性、そういうものをやっていかないかんと思うがですけど。

まあこれから研究もせないかんと思いますけれど、町長どうですか、今後のその漁業者に対する漁業界を支えるという意味での取り組みは、町長の考えがあれば教えてください。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長 (松本敏郎君)

では、山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

漁協というのは黒潮町の産業の大事な部分でございますので、今後は漁業について一生懸命進行していくのは当然のことでございます。

ただ、いろんな環境の変化とか、それから後継者不足とか高齢化とか、さまざまな課題がございます。

まずは、先ほど山崎さんがおっしゃられたように、ワークショップじゃないですけどいろんな意見を聞く場をたくさん持っていきたいと思っています。

担当部局の方にも指示して、近々業種別にですね、まずヒアリングをいろいろ、私も入ってやるような計画をしておるところでございます。

それともう一つは、漁業、水産資源、漁業で水揚げされたものの経済的な活用の方法、観光事業とのセットの政策もあろうかと思うんですけど。佐賀の町、漁師町といいますか、そういう町そのものが観光地になるような、佐賀の漁師町を人が見に来たくくなるような施策についてもですね、佐賀インターチェンジが開通する機会を捉えて、少し全体的に地域の皆さまと協議をさせていただきながら、考えてみたいなと思っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

もう一点ですけど。

私、漁業の絡みはですね、我々の高知県の幡多の関係、それから室戸の関係、中央の関係、いろいろありますけれど、もう自治体と一体化してやっていかないと物事が取まらなくなってきようと。これは、高速道路を命の道として各市町村一体になって国へ陳情していく。こういう考え方がありますけれど、漁業界もですね、ぜひ幡多のまず首長あたりがまとまってやっていこうと。一緒になって陳情合戦をしようというようなことも大事ではないかと。これは政治的な動きも加えないとですね、やはり国の予算取るにしてもなかなか大変なところがあると思いますので長期的な観点になるかも分かりませんが、ぜひ各自自治体の首長とですね、話し合いをしていただきたいと思いますとも思うのですが。

町長、いかがですか。

議長 (小松孝年君)

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

幡多地域中心にした首長との連携、これ当然のこととございまして、一市町村が訴えるよりもより強い効果をもたらす場は当然ありますので。

今、幡多の市町村連携する場もたくさんございますので、この漁業の方についても一緒に力を合わせて、国の方、県の方へ要望して、この幡多地域全体の漁業の振興につながるようなことを一生懸命やっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

いろいろとこれからのご活躍を期待しながらですね、この質問は終わります。

次に3番ですが、コロナ対策について。

住民の中には、このコロナが始まって以来、接種がいつになるのか。

不安げで待っている方がおります。どのようにしているのか。また、ワクチン接種の時期と場所をもっと詳しく知らして、安心さすべきではないかという問い掛けでございます。

これはもう、段々と事が進んでおりまして、課長からもいろんな面で説明も受けておりますけれど、やはりこの間、接種が始まるまでは、町民はまだかまだかと。早く自分は安心な注射をしたいと。接種を受けたいという気持ちがありますので、通り一遍の、もうしばらくお待ちくださいという程度の放送じゃなくて、いろんな点で、こういう方策でやっておりますのでしばらくは、まあ2週間なら2週間待ってください、とかいうことで説明してあげた方が優しいかなという感じでお聞きしております。

で、今回、課長からも聞いておりますけれど、なおもう一度、ワクチン接種の方法や時期をですね、この場を使って優しく住民にも分るように、よろしく願います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは山崎議員の、ワクチン接種の方法や時期はいつごろかのご質問についてお答え致します。

矢野議員への答弁と重複する部分もございまして、再度お答えさせていただきますと、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在、調整中の部分もございまして、ようやく高齢者の集団接種の日程調整が整いつつあります。以前の議会でも答弁しておりますが、町は、集団接種にてワクチン接種を進めてまいります。

黒潮町の場合には、クリニックと診療所が2事業所ずつございます。当初から医療機関に依頼は続けてきましたけれども、もともと医療機関は、患者さんの診療を通常の診療の中で行っております。そのため、その予約の患者さんを断って、ワクチンを進めることにはなりません。診療を続けながら、ワクチン接種を進めなくてはならなくなりますと、さまざまに制限も出てまいります。

規模の小さな医療機関に電話が殺到しますと、それだけで医療機関側は業務が止まってしまうので、どのようにしたら医療機関にも、住民の皆さまにも、過度の負担を掛けることなく接種できるかを調整してまいりました。その結果、黒潮町は集団接種をメインで実施をすることを決定したものです。

ほかの市町村を見ましても、集団接種を32回も実施して完了する計画としている市町村は、そうそうござい

ません。その集団接種会場のスタッフは、医療従事者以外は全て職員がチームを組み、休日を集団接種日に充て、土日中心に接種していく日程を組んでおります。

集団接種で進めていくしかない、この町の状況は特別だということは、まずもってご理解をいただきたいと思っております。

また、時期につきましては、町の高齢者の集団接種は、6月、7月の土曜日、日曜日を中心に集中して接種ができるよう、日程調整を致しました。そのため、高齢者の皆さまのワクチン接種につきましては、6月中にはお手元に予約券が届きますので、その予約券にて日時、接種場所等のご確認をお願い致します。

また、高齢者施設等につきましても、施設側と調整をし、医師は施設の協力医療機関に依頼し、町の集団接種と位置付け、入所者および施設職員等への集団接種を全26回行い、7月中に終了する予定としております。

高齢者への集団接種が終了しましたら65歳未満の皆さまへの接種を開始となりますが、こちらも高齢者同様に集団接種を中心に進めてまいります。高齢者の集団接種がもう少し進みましたら、接種券と申し込みのハガキを同封して送付させていただきますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

先ほど、もうしばらくというようなことはいうたつもりやったけど。

課長から頂きましたこの表よね。この表によりますと、6月に入ってからもう既に入野から掛かるような格好になってますよね。この段取りで今進んでおる。で、この前言われておった佐賀の關係の鈴から熊野浦、佐賀、白浜というような段取りは、7月のこれでいったら11日からということになってますが、これでよろしいですかね。

それから、その次の2回目ですか。2回目が、7月の18日を6月7日と6月24日に調整中とあったのは、これは調整の方向でもう大体決まりですか。6月7日と6月24日ということじゃないか。

（健康福祉課長から「調整済みです」と発言あり）

このとおりでええがやね。

（健康福祉課長から「はい」と発言あり）

はい。

そうすると、佐賀の場合は6月の7日から始まってくるという考え方でかまんですね。佐賀の方は、鈴、熊野浦、佐賀、白浜。一問一答になって、すみません。

（議長より「1個ずつ、答弁やらせてもらってもかまんですか」と発言あり）

そうしたらもう一度ですね、課長、すいませんが、この日程スケジュールを詳しくお話しできますか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、再質問にお答え致します。

山崎議員、何日からの分で。6月の12日。

（山崎議員より「大方はいつ。入野からいつからいつまで。それから、佐賀はいつからいつまで」と発言あり）

議長（小松孝年君）

もう一回、言うちゃって。

山崎君、もう一回お願いします。

9 番 (山崎正男君)

ほいたら、聞かれたきまた言います。

私がほしいのは、6月に入りましたし6月はどこからどこまでを、いつからいつまでに終わらす。それから、佐賀の場合はどこからどこまでを、1回目はいつから、2回目はいつからというようなお話していただいたら、ああ、そのときにはもう。ほんで、結局、町長のお話聞きよっても7月末までには、うちのコロナ関係はワクチン接種は終わるといような話でしたので、そこらあたりをお願いします。

町民が聞いて、日程がしばらくじゃなしに、ああ、何日から始まるということさえ分かったらええと思えます。

議長 (小松孝年君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (佐田 幸君)

すみません。それでは、再質問にお答えします。

順に説明をさせていただきます。

6月の12日土曜日が、大方の灘、伊田、有井川、上川口、蜷川となっております。次の日の6月13日日曜日が、浮津、鞭、奥湊川、口湊川、加持本村、田村、小川、本谷、大屋敷、大井川。

続いて、6月の17日が、鈴、熊野浦、佐賀、白浜。こちらの方が年齢で。申し訳ありません。熊野浦、佐賀、白浜になります。

そして6月の24日、こちらも熊野浦、佐賀、白浜でございます。

続いて、6月26日土曜日、こちらが入野本村、錦野、芝、馬荷の、2回目の接種になります。

続いて、7月3日です。7月3日は、浜の宮、町、早咲、万行、大方橋川、御坊畑です。

その次の日、7月4日が、出口、田野浦、上田の口、下田の口、緑野、誠心園、生華園になります。

続いて、7月8日です。7月8日が、熊野浦、佐賀、白浜。

そして7月10日が、2回目の接種になります。灘、伊田、有井川、上川口、蜷川です。

続いて、7月11日、日曜日が、浮津、鞭、奥湊川、口湊川、加持本村、田村、小川、本谷、大屋敷、大井川の2回目になります。

同日に、熊野浦、佐賀、白浜の地区もあります。

そして7月24日です。7月24日の土曜日に、浜の宮、町、早咲、万行、大方橋川、御坊畑の、2回目の接種日になってます。

続いて7月25日が、出口、田野浦、上田の口、下田の口、緑野、誠心園、生華園の、2回目の接種日となっております。

そして最後に、7月の31日、こちらに熊野浦、佐賀、白浜となっております、鈴につきましては拳ノ川診療所の方が鈴診療所の方に行きまして、7月の6日、それから7月の27日に接種をする予定となっております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

山崎君。

9 番 (山崎正男君)

大変すみませんでした。えらい、ややこしいことを言いまして。

現実的には、各地域の方にはこういうスケジュール表は配るがですか、配らんがですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

この日程につきましては、今のところ配る予定にはなっておりませんが、6 月中にはそれぞれの皆さまに、希望される皆さまに予約券が届きますので、そちらの方で確認をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

いろんなことで調整が課長も大変じゃったろうと思います。で、関係者の方も大変なく苦勞をされたと思いますけれど、まあこれが始まりますと段々と町民の方も落ち着いてくると思いますので、私がここでとやかくややこしいことを言う必要もないわけです。

これからですね、まずはその集団接種ですが、集団接種は順番があるがですか。例えば、午前中に何番までとか、午後から何番までとか、そういうような。例えば、その本人の状況によりますので、朝行きたい方、夕方行きたい方があると思いますけれど。その日に何百人分しか構えておみませんので早く来てくださいという、ダーッと皆さんが押し掛けるわけですので。

そこらあたりの調整は、上手いこといくようにはなってますかね。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

今、山崎議員言われました部分につきましては、時間を区切つての、この時間においでくださいということで、ご予約券の方をお送りさせていただきます。

どうしても密になってしまいますので、その時間の中で、20 人だったら 20 人、15 人だったら 15 人というふうに、区切って案内を出させていただきますのでよろしくお願いします。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

当日、マスクを忘れていたりする方がおるかも分かりませんので、会場にはぜひ構えてあげていただきたいと思っています。

それから、1 番目終わります。

2 番目ですが、町内の感染状況把握と行政の危機管理の在り方は大丈夫かということでもあります。

まあ、この幡多で感染者が出たとかいう新聞が報道されますとですね、みんな疑似暗鬼となりましてですね、心配もされます。当然心配もして、適切な感染対策をとっておかないかんわけですので。

それから、我々が日常茶飯事、人間が交流するとですね、会があつたりするわけですので、何人かが一緒になつたり、それからたまには接触もあるかも分からん。そういう状況の中で、行政はどういうような対応で大

丈夫だと。現状でままで大丈夫なのか。もっとこういうところに力を入れて、町民の皆さんにも気を付けていただかんと、まだ危ない面がありますよとを感じるのか。

そこらあたりの考え方をお願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは山崎議員の、町内の感染状況把握と行政の危機管理の在り方が大丈夫かについてお答え致します。

町内の感染状況ということですが、感染者およびその濃厚接触者につきましては、県が対応をしております。県としましても、感染症の予防、および感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、個人が特定されないよう、誹謗中傷の的にならないよう、また、いわれのない差別を受けることがないよう、個人情報に最新の注意を払って公表し対応をされております。従いまして、県から市町村にどこの誰が感染したという情報はございません。

町としましては知り得ない情報でございますので、感染防止対策の周知啓発に努めていきたいと考えております。また、濃厚接触者につきましては、生活も制限されてくることを受け、また、感染症への恐怖から孤立することも懸念されるため、役場にご連絡をいただけた方には生活支援品の支給を行い、不安な部分に寄り添っていけるよう、保健師が対応をしているところでございます。

町内に感染者がいたとしても、いなかったとしても、私たちがすべきことは一つです。各地区の中でも、お互いにマスクの着用、こまめな手洗い、換気、手指消毒、人との距離を保つことなど、基本的な感染症対策を各個人がしっかりとしていこうという声掛けを、声を掛け合っていただきたいと思います。

今現在は、感染症に対峙できる方法はワクチン接種しかございません。ですので、まずは高齢者のワクチン接種を集中して行っていき、続いて65歳未満の住民の皆さまへの接種へと進めていき、ワクチン接種と併せて感染対策を徹底することで、新型コロナウイルスに対応していきたいと考えております。

町としましても、感染症は大きな災害だと考えております。災害への対応は、役場だけではできることが限られております。住民の皆さまと役場とが協働していくことで、この新型コロナウイルス感染症と向き合っていけると考えておりますので、住民の皆さまにおかれましても、基本的な感染症対策および、希望される方はワクチン接種につきましてもお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

ありがとうございます。

私ね、ちょっとまだ分からんところは、新聞報道がされたときに、まあ誰が悪いがじゃなしにコロナが悪いわけですけど、その熱が出たとかいう本人は、まずは保健所へ連絡するわけですか。それとも県の方に連絡するわけですか。私どうも熱が高いけれどもうがは、お医者さんに連絡するようなことになるがですかね。妙にその段取りが分からんで。

じゃあ本人は、熱が出た、心配だ、どうしようかというときに、一番先にどこへ連絡したら安心できるかというところを聞きたいのですが、そんなところはどうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

まず、発熱があるとかいろいろな症状が出た場合には、医療機関にご相談いただきたいと思います。県のホームページの中には検査ができる協力医療機関の一覧が載っておりますし、役場の方にお電話いただいても一番近い医療機関等もご紹介できますので、役場の方かもしくは医療機関。一番は、医療機関が一番よろしいかと思いますが、ご相談いただければと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

一番本人が心配されるわけですので、その守秘義務も医療機関も当然のことながら持ってるし、役場へ連絡しても守秘義務ちゃんとしてますよということですので、もし心配ならば、役場とか医療機関に言うてくれということですね。

それでは、コロナ対策については以上、終わります。

4 番の高台移転についてでございます。

南海地震津波の時期が言われだしてから 10 年が経ちましたが、確実にその確率、起こり得る確率は高くなっております。住民の避難対策は向上していても、実際に生活に安全な場所を確保することはできていないと考えます。

この高台、我々は今、津波浸水区域の中で生活しております。これはあえて、その一番危ないところに住んでおるわけですので、長いパターンで考えると、この地形の低いところにあるところは高くするか、高い所へ移動するか、こういうことを考えていかなければならないわけですけど。

カッコ 1 番ですが、高台移転の確実な計画を立てるべきではないかという質問でございます。

これは、既に東北で起きましたような災害のあった後には、土地をかき上げて安全な高さまで上げて、大きな予算を国の予算を入れてですね、それから、漁業町であっても高い山の上に住宅街を造って、我々議員も知らずに行ったわけですけど、そういう所に住まわれております。

こういう状況を今からやはりつくっておくべきか、もしくは計画地を立てて明確にして、いざ起きた場合には必ずここを整備するというふうにするのか。そこらの考え方もいろいろあるかと思いますが、安心できるまちづくりの中には、高台移転の構想は切っても切れない。このように考えておりますので、ぜひそこらあたりの計画を立てるべきではないかという考え方でお聞き致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは山崎議員の、高台移転の計画についてのご質問にお答えしたいと思います。

南海トラフ地震に対して安心、安全な町を形成していくためには、高台移転等宅地の確保は必要な施策として認識しております。しかしながら、集団の高台移転につきましては出口地区において 5 回にわたる勉強会を開催し協議した結果、複数の事業の組み合わせで検討致しましても、現制度で事業を実施した場合、町の財政が破綻するという結論に達しております。また、住民の方の金銭的負担も大きいことから住宅の高台移転は困難であり、確実な計画として定められてないのが現状でございます。

今後も、被災する前に安全な住宅地を形成する方が、被災してから復興を目指すよりも、国、地方団体、住

民、それぞれに有利であるといったことを訴え、有効な補助事業の制度化を働き掛けていきながら、制度改正や要件緩和の方向性により課題解消に向けた条件整備が整えば、その段階で計画的に推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

課長の言われるようなことが、多分求められてくるだろうと思います。

このわが黒潮町だけで、そんなことができるわけがない。今の財政規模から言えば、で、予算を獲得するには、この海岸地域、黒潮町 30 数メートルの浸水という大きな課題がありますので、5 メーターとかそこらぐらいただったら何とか埋めて立ち上げてというようなこともあるかも知りませんが、そのこれだけ浸水の高さが高い町です、一市町村だけで、みんなが安心して山の上に行けるねというような状況にはなかなかなりにくいであろうと、私も考えます。

ただ、そうしたら一市町村で駄目なら、やっぱりこの高知県みんなどこも海岸沿いでありますので、このことはどこも同じ考えであろうと思います、首長は。みんなの悩みも。じゃあ、高知県のその山を上手に活用して、みんなで分担できて、予算もそれぞれの町村に見合った負担金を出せばできるねということまで、やっぱり政治手腕を発揮してですね、やってくしかないがじゃないかと思えます。

これはもう、金のこと言いよつたらなかなか難しいと思います。何億円も金を持っている人であれば別にして、我々庶民がその山へ整備して、道路をつけて、それへまた住宅も建ててやるというようなことは、なかなか大変じゃろうと思います。ぜひですね、これは町長のまた手腕も出てくるわけですけど、一市町村じゃあ駄目なら、助けるためにはじゃあどうするか。国をもう当て込んでやらしてもらわんとできないようなことじゃないろうかと思えます。ふとい話は。

計画を立てるにはそういう方向しかないと思いますが、ぜひですね、そのみんなで常に考えていかないかん。より良いものをまちづくりの目標にしてやっていかないかんわけですので大変難しいですけど、ぜひですね課長、その町内で、庁舎内で、町長、副町長も踏まえて、やっぱり近隣の課長とも連携取ってですね、ぜひええ方向で前向きに話が進むような方向を考えていただきたいと思えます。

それから 2 番目ですが、被災後の準備や計画も考えているのかを聞きます。

これは、何回も私も繰り返して話したことですが、被災地の状況を見るとですね、被災後のその準備を今余裕のあるときにやっておくべきじゃないかと思えますので、その罹災証明発行してからずうっと、それからどういう整備をしていくか、どういうボランティア入れてやるかというようことまでやっていかないと、いざ事になったときには大変またパニック状態になりますので、苦労されるんじゃないかと思えます。

そういう計画、準備や計画も考えているのかをお聞きます。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは山崎議員の、被災後の準備計画についてのご質問にお答えしたいと思います。

被災後の被災前対策として、応急期から復興期に向けて事前に検討しておくことが必要です。応急期につきましては、発災時の避難所や応急仮設住宅用地等の機能を配置する施設、用地が必要となることから、黒潮町では平成 28 年度に、事前に必要な機能を配置する応急期機能配置計画を策定しております。ただ、実効性の問



題や用地、機能等に不足があることから、見直しが必要な状況でございます。

また、事前の復興計画に関しましても、その後の発災後の迅速なまちづくりにつながることから、重要な計画となります。

町としましても、被災前の復興計画の策定に着手したいと考えているところでございます。しかしながら、被災後の復興とその後のまちづくりを見据えた計画とする必要があり、事前の計画となるときさまざまな課題がございます。被災時の対応等の計画について支援いただいています、東松島市等の被災地でのヒアリング等により実体験に基づいた発災後のさまざまな状況をしっかりと把握をし、その検証に基づき、先日連携協定を締結しましたURにもご支援をいただきながら、復興後の在り方について、まちづくりの総合的なマスタープランとして具体性を高めていきたいと考えております。

また、昨年度より、高知県では南海トラフ地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、市町村が発災後、速やかに復興まちづくりに着手するための事前準備を支援致します、高知県事前復興まちづくり計画策定指針につきまして検討するため、高知県事前復興まちづくり計画策定指針検討会を設置致しました。

町長も検討会の委員として参加をしまして、検討会の中でも復興に向けたまちづくり計画について意見を述べながら、県、有識者、構成される市町村と議論、検討してまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

まあそういう、前向きに事は運んでいると思いますけれど。

私、分からんがは、そのUR何とか機構。都市計画機構ですか。そこは、まあそこ提携するわけですけど、その目的と結果はですね、それによって黒潮町がどういう利点で、どういう安心が受けれるかが、そこをちょっと教えてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答え致します。

今年の5月26日付で締結しましたUR都市機構との協定のことでございますので、その協定の連携協定事項というのをご紹介させていただきたいと思えます。

1つが、事前復興まちづくり方針の検討に関すること。

2つ目が、浸水想定区域における宅地等の移転の受け皿となる高台造成に関すること。

そして3つ目が、災害に強い安全、安心なまちづくりの推進に関すること。

そのほか4番目として、その他必要なことというふうになっております。

従いまして、この入野のことだけではございません。町全体の事前復興のまちづくりに対して、UR都市機構という東日本大震災の復興のところで、各自治体の復興に支援してきた経験値の高い独立行政法人でございますけれど、そちらの支援を受けることがこの協定によって可能となったということでございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

ということは、そこ協定結んでいろんなお考えを聞いてですね、町はどのような部分でそれを取り入れてや

っていこうとしているがですかね。

妙に、高台の移転がしやすいようにするためのものなのか。

そこらはどうなんですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

さまざまなことを期待しております。特に技術的な面、それから復興のまちづくりの思想的な面。

技術的な面で分かりやすく申し上げますと、例えば、今計画しております入野の宅地。住宅地の造成については、工法が盛り土ですね。切り土じゃなく盛り土ですので、やはり普通に考えると、そういうのが宅地として適切かどうか不安になると思うんですね。それは工法の仕方によりますので、そういう工法の技術的な部分でしっかりとご指導をいただくというのが、技術的な指導の中の一番分かりやすい例ではないかと思えます。

それから、考え方として、東日本の被災地の復興を10年してきた中で、やはりいろんなことを見て知見が深くデータとして積まれてますので、黒潮町が将来、南海トラフ地震が来て被災した場合のまちづくりの在り方というのについて、さまざまなご意見をいただけるんじゃないかと思っております。復興、東日本の被災地の例でよく聞くのがですね、復興の町の形はできたけど、人が戻らないという形も実際あるわけですから、そういう面についても、さまざまな知見のご意見をいただけるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

それでは、今、2番までいたがかね。

（議長から「はい。次、3番」との発言あり）

3番、公共施設等の高台移転はどうするかということでございます。

今、この役場の隣を高速道路の土の絡みで埋め立てて高台というようなことで実行しておりますけれど、この高台移転、例えば今の住宅についてもですね、役場の隣へ今、新たに新しいのを建てております。で、大方の公営住宅についていち早くそういう所へ場所を設けてるわけですけど。あと、佐賀の方もですね、その同じような公営住宅、危険な公営住宅。もう老朽化もかなりしている住宅もございます。そういうもん踏まえて、じゃあ佐賀地区の方はどうなるのかということも心配するわけです。

じゃあ今言う、同僚議員らも高台移転の話もありましたけれど、佐賀の場所で高台移転するようなどこを探しておりますか。

どうですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは山崎議員の、公共施設等の高台移転についてのご質問にお答えしたいと思います。

公共施設等につきましては、これまで黒潮消防署、役場本庁舎、佐賀保育所の、浸水区域外への移転が完了しているところでございます。浸水区域にある集会所や消防屯所についても順次、移転を進めております。

また、町営住宅につきましても、耐震補強による対応ができず建て替えが必要で、津波到達時間が早い立地

条件の万行第1、第2団地について、庁舎西側に移転できるよう建設中でございます。

その他、耐震基準を満たさない建て替えが必要な住宅については、移転する用地が確保されていない現状から、避難場所への避難により命を守ることが可能な住宅は現地建て替えも視野に入れなければなりません、中、長期的な安全、安心な住宅地の創生と併せて考えていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

安心安全で探していかないかんわけですけど、これは、言葉の上では当然探していかないかんわけですけど、具体的にどこをどう探すかというところを早く着手しないとですね、もう10年、20年先には来るという話であったのが、70パーセントか80パーセントで来るという話だったのが、もう10年過ぎた。もう10年しか残りが無い。あつという間にもう被災地になるという可能性が強いわけですが、やはり、行政の主体的な考え方が大事になってくると思います。

で、そこが必ずベター、ベストでなくても、ここを選ぼうかねと。高台移転はここにできるねという所は早く着目してですね、決めていかないかんと思いますが。いろんな課題はあるかも分かりません。行政の皆さん、大変であります。議員も同じように悩んでおります。でも、早くその場所が120パーセント、100パーセントでなくても手を着けないと間に合わないねというところの方が大事だと思いますので。

そこらあたりの考え方はどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

ご質問にあります公共施設に対する黒潮町の基本的な考え方というのは、既に平成24年5月の段階で、第1次の黒潮町南海トラフ地震被災防災計画の基本的な考え方の中でお示しさせていただいております。

その後、若干改正を繰り返しながら、現在、第5次の黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方としております。ちなみにこの、現在、この考え方の目標の年次が2035年と当初からしておりますけれど。ただ、南海トラフ地震の災害の近い将来、必ず襲われるといわれてますけれど、確率が確実に高くなるといわれているのは事実でございますけれど、いつ来るかはまだはっきり分からない。現状の中でまとめておるわけでございますけど、少し時間頂いて、公共施設に関する部分をご紹介させていただきたいと思っております。

まず、学校施設整備についてでございます。津波浸水危険区域にある佐賀中学校、佐賀小学校、上川口小学校、南郷小学校、田ノ口小学校であるが、これらの施設を当面は現位置に残し、津波浸水危険区域外への移転については今後、時間をかけて検討を行う。

現状では、浸水区域に位置していることを認識の上、計画的な避難訓練の実施と防災教育の徹底によって、学校施設周辺に整備された避難路を使って、より早く安全に避難場所へ避難できる体制を整える。

次に、保育所施設整備についてでございます。浸水区域内にあった保育所のうち、佐賀保育所については0歳児保育を実施していることから、防災教育や防災訓練で対応できないため、浸水区域外である旧伊与喜保育所跡地へ2018年度に移転が完了致しました。

現在、浸水区域にある南部保育所につきましては、浸水想定が1メートル未満であり、2歳児からの保育であることから、当面は避難訓練を徹底致します。

次に、拠点的公共施設については、南海トラフ大地震が発生した直後は、町外からの支援が十分に届かないことが想定される。そのような状況下で、最善を尽くして住民の命を守るためには、町行政の指揮命令系統が機能することが重要である。そのために、浸水区域内にあった黒潮町の重要拠点となる町役場、本庁舎および黒潮消防署については、レベル2の津波浸水区域外にそれぞれ移転し、災害対応の体制を整えた。津波浸水危険区域内にある黒潮町保健センターは、災害対策佐賀支部として機能強化を図るとともに、災害支援受け入れ窓口機能の強化を図る。

また、消防屯所についても防災拠点施設として順次、浸水区域外に移転をしており、今後も地域防災拠点としての目指し、計画的な整備を進める。

そして町営住宅のことでございますけれど、町営住宅は耐震基準を満たさない施設も多くあり、特に建築面の古い町営住宅については、黒潮町公営住宅等長寿命化計画により建て替えを進めている。

町営住宅については、15年間の耐震性のない住宅を、佐賀と大方両方で建て替える計画を持っております。以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

これからも我々は、この頭を悩ませながらですね、この明るいまちづくりを考えていかないかんとします。

これからもまた質問もする可能性もありますけれど、ぜひ執行部が主体性を持ってですね、長いスパンになるかも分からんけど、頑張ってください。

そのためには、皆さんの知恵を120パーセントも常に考えてですね、やっついていかないかんとします。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、山崎正男君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 18分